

中世曹洞宗切紙の分類試論 (十二)

——室内（嗣法・三物・血脈）関係を中心として（上）——

石 川 力 山

一、はじめに

これまでに稿を重ね、紹介検討してきた切紙類は、伝授そのものは秘密裏に行われるが、それによって示される切紙の内容は、叢林行事や追善・葬送供養のように、極めて具体的な公開の儀礼そのものと言ってよいもので、これが秘密伝授されるといふのは、儀礼そのものというよりは、儀礼執行者自身が心得ておかなければならない口訣、たとえば葬送における死者儀礼の際に、儀礼主宰者が死体という具体的な存在をいかに観念して、これに向って儀礼を執行するかといった問題に代表されるものであった。そしてこうした問題は、多くは「参」と呼ばれる特殊な問答形式によって内容が示されるもので、その伝統は、公案・看話の禅風における問答商量に淵源し、当然それは非公開の場、師家と学人による室内の秘事として展開されたものに由来する。切紙の伝授が秘密裡

に行われるのも、こうした室内の点検に関わるものを必然的に含むものであったがためで、したがって、切紙伝授そのものに関しても、その意味や秘事を示す切紙が必要になる道理である。しかし、切紙伝授という儀礼の伝統が果してどこまで歴史的に遡及可能であるかという問題もあり、恐らく道元の時代にまで遡ることは不可能と予想され、むしろ嗣法の儀礼が整備されるのにしたがって、切紙伝授も行われるようになったと考えられる。しかも、殆どどの切紙には参が付随していることから推測されることは、曹洞宗内における公案話頭の拈提を中心とする禅風が定着し、これにしたがって室内の点検の終了が嗣法的前提として措定されるに至ったのではないかということである。切紙伝授は、単なる儀礼指南書の伝授ではなく、儀礼執行者としての条件、すなわちその儀礼の宗旨としての把握が充分であるかどうかということが前提であり、これが認定された上での切紙伝授ということにな

る。曹洞宗における室内参禅である夜参で取り上げられる課題は、『碧巖録』や『無門関』に見られるような、中国宋代以来の伝統的公案話頭にとどまらず、すでに紹介したように、夜参関係の切紙や岐阜県龍泰寺所蔵の『仏家一大事夜話』⁽²⁾、永平寺所蔵の『仏家之大要』⁽³⁾の内容に見られるような、叢林行事や行履物、各種儀礼に関するものも含まれており、これがむしろ曹洞宗における室内参禅の特質であったと言っても過言ではない。こうした意味から考えてみれば、本稿で取り上げる室内関係の切紙は、切紙総体の本質的な部分に関わるとも言い得る部分で、その対象は各種切紙全部ということにもなるが、必要な限りで他の種類の切紙にも言及することにして、ここではまず、嗣法の儀礼そのものに問題をしばって整理することにした。

ところで、曹洞宗における室内伝授物は、一般に「三物」と呼ばれる「嗣書」「血脈」「大事」の三種であり、江戸期には万仞道坦(一六九八―一七七五)により、この三物の真義を説き明かした『室内三物秘辨』一卷も撰述されるが、古くは「嗣書」「血脈」の二物である場合が多く、「大事」は必ずしも室内嗣法に関わるものではなく、すでに見たように切紙資料では、各種の切紙の内容を図で示したものを大事としており、三物という觀念の成立が何時頃かということも問題になる。これに対して嗣書は、すでに道元が中国留学中に、各派

の嗣書の披見に強い関心を示した先例があり、如浄より伝えられたとされる嗣書も永平寺に現存する。すなわち、『三祖行業記』や『建撕記』によれば、貞応二年(嘉定十六年、一二三三)入宋早々に宗月長老なるものより雲門派の嗣書を見せられ、翌元仁元年(一二三四)には、天童山了然寮で無際了派の嗣書を、翌嘉祿元年(宝慶元年、一二三五)には、天台山平田万年寺で元肅なる者の嗣書を、および同年環溪惟一により法眼派の嗣書をそれぞれ披見しており、これら嗣書披見については『正法眼蔵』⁽⁴⁾「嗣書」でも触れており、この時期の道元の関心は、大日房能忍が門人の練中・勝辨の二師を派遣して印可を求めた達磨宗の姿勢にも通じるものがある。『正法眼蔵』には他にも、「伝衣」「面授」「仏祖」等、嗣法や嗣書に関する諸巻があり、終生こだわり続けた課題であった。ただし、如浄より所伝の道元の嗣書については、書誌的にいまだ充分な検討もなされておらず、中国伝来の嗣書なるものが果して形式的に確立していたかどうかも確認されていない⁽⁵⁾。道元が披見した雲門派・法眼派及びその他の嗣書については各派それぞれの形式があったようで、たとえば雲門派下の嗣書については、

雲門下の嗣書とて、宗月長老の天童の首座職に充せしとき、道元にみせしは、いま嗣書をうる人のつぎかみの師、および西天東地の仏祖をならべつらねて、その下頭に、嗣書うる人の名

字あり。諸仏祖より直にいまの新祖師の名字につらぬるなり。

しかあれば、如来より四十余代、ともに新嗣の名字へきたれり、たとえば、おの／＼新祖にさづけたるがごとし。摩訶迦葉・阿難陀等は、余門のごとくつらなれり。

(嗣書)

とあり、摩訶迦葉・阿難陀は余門のように書き連ねられていたとあり、今日伝えられている嗣書が、円型に相承者を書き連ねているのとも異なる。法眼下の嗣書については、惟一西堂所持の嗣書披見について、

あるとき西堂いはく、古蹟の可観は人間の珍玩なり、いくばくか見來せる。道元いはく、見來すくなし。ときに西堂いはく、吾那裏に毫軸の古蹟あり、甚麼次第なり、与老兄看といひて、携來をみれば、嗣書なり。法眼下のにてありけるを、老宿の衣鉢のなかよりえたりけり。惟一長老のにはあらざりけり。かれにかきたりしは、初祖摩訶迦葉、悟於釈迦牟尼仏、釈迦牟尼仏、悟於迦葉仏、かくのごとくかきたり。

(嗣書)

とあり、全体の形態は不明であるが、祖師名を単に書き連ねただけのものではないことが知られる。また臨済下の嗣書については、仏眼清遠派下の伝蔵主なる者の帶していた嗣書を、隆禪なる者の紹介で披見しているが、

(前略) それよりこのかた、八年の／＼ち嘉定十六年癸未あきのころ、道元はじめて天童山に寓直するに、隆禪上座、ねんごろに伝蔵主に請じて、嗣書を道元にみせし。その嗣書の様は、七仏よりのち、臨済にいたるまで、四十五祖をつらねかきて、

中世曹洞宗切紙の分類試論(五) (石川)

臨済よりのちの師は、一円相をつくりて、そのなかにめぐらして、法諱と花字とをうつしかけり。新嗣はおほりに、年月の下頭にかけり。臨済の尊宿に、かくのごとく不同ありとしるべし。

(嗣書)

とあり、臨済以後を円相に書き連ねるのは曹洞宗所伝のものと類同しているが、臨済以前を書き連ねる仕方は異なる。臨済宗の嗣書としては、東福寺円尔(一二〇二―一八〇)が無準師範より伝授された嗣書が伝存するが、これはむしろ宗派図様のものに受授者の名を加えたもので、仏眼下の嗣書とも形式は明らかに異なる。それでは道元が伝えた嗣書の形式はいかなるものであったかという点、

いまわが洞山門下に、嗣書をかけるは、臨済等にかけるにはことなり。仏祖の衣裏にかゝれけるを、青原高祖したしく曹溪の几前にして、手指より浄血をいだしてかき、正伝せられけるなり。この指血に、曹溪の指血を合して書伝せられけると相伝せり。初祖・二祖のところにも、合血の儀おこなはれけると相伝す。これ吾子参吾などはかゝず、諸仏および七仏のかきつたへられける嗣書の儀なり。

(嗣書)

とあるのみで、その型態・形式はこの文言からは不明である。ということは、恐らく曹洞下の嗣書が具体的に示されていたものとも解されるが、嗣書の下部に記される文言についても全く触れられておらず、永平寺所蔵の如浄伝來の嗣書を前提しているとは速断できない。嗣法の儀礼に関しても、道

元の著述中にその具体的な記載を見ることはできない。

嗣法の儀礼や嗣書の形式の成立、二物乃至三物の伝授の慣例化がいつの頃かという時期の特定は、伝承をそのまま首肯するにはいささか躊躇せざるを得ないことは、以上の疑問から推しても当然の事と思われるが、特に嗣書の伝授に関する疑問は、悟道の体験を必ずしも前提としない曹洞の宗風にも深く関わる所があるように思われる。⁽⁸⁾すなわち、臨済宗の嗣書については、

臨済の嗣書は、まづその名字をかきて、某甲子われに参ずともかき、わが会にきたれりともかき、入吾堂奥ともかき、嗣吾ともかきて、ついでのごとく前代をつらぬるなり。かれもいさゝかいひきたれる法訓あり。いはゆる宗趣は、嗣はおはりはじめにかゝはれず。ただ真善知識に相見するの宗旨なり。臨済にはかくのごとくかけるもあり。まのあたりみしによりてしるす。⁽⁹⁾

(嗣書)

とあるように、後に成立する印可証明につながる性格とも思われる、師と弟子の大悟を前提として成り立つ、個と個の関係を示すものである。もちろん道元の場合も「面授」の巻に見られるように師資の関係は絶対的なものとして強調されるが、

釈迦牟尼仏面を礼拝するとき、五十一世ならびに七仏祖宗、ならべるにあらず、つらなるにあられども、俱時の面授あり。

一世も師をみざれば弟子にあらず、弟子をみざれば師にあらず。さだまりてあひみあいみえて面授したれり、嗣法しきたれるは、祖宗の面授処道現成なり。このゆへに、如来の面光を直拈したるなり。

(面授)

といい、あるいは、

釈迦仏もし迦葉仏に嗣法せざらんは、天然外道とおなじかるべし。たれか釈迦仏を信ずるあらん。かくのごとく仏仏相嗣して、いまにおよびきたるによりて、箇々仏ともに正嗣なり。つらなるにあらず、あつまれるにあらず。まさにかくのごとく仏仏相嗣すると覚するなり。

(嗣書)

とあるように、師資の関係を超えて仏祖の命脈に直結することに主眼がおかれる。したがってそれは極めて精神的な意味を有するものであり、「仏の印証をうるとき、無師独悟するなり、無自独悟するなり。このゆへに、仏仏証嗣し、祖祖証契すといふなり」(嗣書)とあるのも、師資の個人的関係にとどまらないことを示唆している。

こうした道元の主張を具体的に表現するために、種々の形式、儀礼、意義付けがなされることになり、それを最も端的に示しているのが切紙資料である。曹洞宗関係の切紙資料の成立史の上でも、この嗣法や嗣書、菩薩戒作法等に関する資料に最古層のものが集中しているのも、これらの課題がすでに道元にはじまるものであることに由来する。以下、嗣法室

内に関する切紙類を取り上げながら、その意義等についても言及していく。

二、嗣法論・口訣関係

実際の嗣法伝授の儀礼関係の切紙を紹介検討する前に、まず最初に紹介しておきたいのは、嗣法の意義や儀礼そのものの由来を述べたものである。たとえば、付法蔵の伝統は靈山会上における拈華微笑にはじまるとするのが禅の伝承であるが、これを切紙としたのが「伝法奥蔵之一紙」で、永光寺所蔵、正和四年（一二三五）瑩山紹瑾相伝の識語を伝える、寛永八年（一六三一）嬭良所伝のものを紹介しておく。

（端裏）伝法奥蔵之一紙

伝法奥蔵之一紙

本師釈迦如来於靈山会上告摩訶迦葉言、示汝一枝華、能
々可護持一華是本性也、汝性亦如是、眼見色、耳聞聲、
皆華開顯也、然此性者火大也、風大也、即命根也、火性、
風性、水即是智慧也、迷衆生悟之諸仏也、倚之、時、夜半
師資同室而懸幡天蓋、可傳、此外無法、有別於法、可魔
說乎、

勃陀勃地秘話、諸仏本性也、本性者自性火也、伝法一大事也、
私、錦囊深褻可持者也

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

性字立心扁ニ作ニ生ヲ書ハ、本性始終生滅無キ故也、生イケル心
コ、ロト書テ始終シナヌ者也、常ニ不滅ニシテ死ヌ心ナリ、
大スガタ、

皆正和四卯年六月拾八日

洞谷山永光禪寺開闢

瑩山紹瑾御在判

今寛永八辛未年六月十一日 前往当山澗叟

正授当住持嬭良長老畢

この切紙にはやはり他の切紙と同様に参が各種伝えられて
いるが、その中でも比較的古い享禄四年（一五三一）書写の
「伝授参」一名「拈花話（参）」切紙を次に掲げる

伝授参

拈花話

先、正法ヲ云へ、学、威音劫已前之心ヲ正ト云テ走、師云、法
トハ何ソ、学云、心仏心法心道ヨリノ万法ト出生ノ走、師云、
眼蔵ヲ云へ、眼ニハ遍界ヲ蔵シタカ、遍界ニ眼ヲ蔵シタカ、○
学、遍界蔵カクシテ走、師云、何ト蔵シタゾ、眼中ニ蔵ノソ
ウ、師云、ソコニカクサレヌ物カアルハ、○学拶眼、師云、涅
槃云へ、伸足有心、○師云、妙心ヲ云へ、学放身、師云、即
今忘却時如何、○学、忘却モ亦不知、○師云、ソコヲハ虚ニヲト
シツケタカ、又空ニヲトシツケタカ、畢竟如何、○学、虚ニノ

冥、空ニ妙、○師云、虚冥切角虚ト冥トノ誦訛ヲ云イ将来、○学云、虚全冥全虚、師、重々虚全、冥々全虚テハアルソ、○学、法身虚空、々々法身、○師又云、莫作虚会、莫作空会、○学、中々申トシタワ大ニ錯テ走、○師云、何ヲ錯ソ、○学、何トモ云ヘハ続キ走、師、何カツ、イタソ、○学、此精根ガツ、イテ走、師云、亦ソコデ云ヘ、○学、法尚応捨、何況非法、師云、其上テ、主道悟道ヲ云ヘ、○学一禅指ノ云、二度ト面ヲ合セ申サウズカ、○師云、爰テ目前真ノ大道ヲ云ヘ、○学、拶眼、師、目前ト真ノ大道ノ落付キ様ヲ云将来、○学云、遍界ヲハ不藏、師云、カクサヌ物ハ何テアルソ、○学、如来妙色法身テ走、師云、莫作虚会、莫作空会、正当与摩時如何、○学、申トシタワ錯テ走、師云、主道悟道処、行履作麼生、○学、后手ノ嘯キ、仰テ面ヲ振、○師云、拈花微笑ヲ云ヘ、学、握拳頭傾、○師云、句ヲ着ヨ、学云、道体不分、水乳合、此一位終、瑩山通峨山、々々通無際、々々通無法、々々通通天、嫡々相紹スル者也、可秘々々

豈亨祿第四菊月如意珠日
於南窓下書之畢

(別筆)
伝授参

永光寺所蔵の切紙類の中には、天正三年(一五七五)慶松所伝の同一の参を伝える切紙も存する。なお「拈花微笑」の話は、公案看話の禅の代表的な話頭でもあり、参話の一とし

でも取り上げなければならぬので、ここでは嗣法伝授の関連のみを取り上げるにとどめておく。ただ、切紙資料として見落してはならないものに、臨濟宗における嗣書の訓訣として伝承されている「他家訓訣」がある。これも、瑩山紹瑾が正応五年(一二九二)永平寺妙高堂(台)で伝受した旨の識語を有する、永光寺所蔵、吞良所伝のものを掲げておく。この切紙は、「回書」と呼ばれる一種の暗号文にして伝えられることが多く、これを解読するための文字の配列を写す図と一緒に伝承されるのが通例であるが、ここでは解読した文章を掲げておく。

(端裏) 他家訓訣

他家訓訣

天童浄老曰、拈華微笑久遠今時、拈ニ出久遠事ニ微笑今時事、附屬始終一般也、拈華即妙十箇指頭豎横位也、微笑八箇阿、和合妙相、横豎位天地二位也、附屬和合也、大覺拈ニ何華、拈ニ横位、迦葉何微笑、豎横等妙二覺也、和合唯一人也、横ノ豎ニ合、人也、是拈華図也、拈華話以来無數公案、師資一般、始本不二、一鉢而無二也、浄曰、你如何承當、元云、一円中有三十主人公、浄曰、直呈露、元云、作ニ一円相、円中書ニ三十四祖名字、浄曰、勃陀地何乎、元云、是主人公、浄曰、意旨如何、元云、菩薩摩訶薩、浄曰、勃陀勃地梵語、此翻ニ覺知、自本師ニ總到ニ妙覺、知ニ本分ニ義也、浄曰、勃陀勃地呈露看、元

云、是妙心、淨曰、落処作麼生、元云、十劫座道場、淨曰、如何辨得、元云、明明了了、淨曰、如何明了、元云、吾是我、淨曰、勃如何、元云、本心、淨曰、陀如何、元曰、本法、淨曰、地如何、元云、十劫座道場、淨曰、慧日如何、元云、豎位、淨曰、滅度如何、元云、横位、淨曰、意旨如何、元云、豎横一般、淨云、此外如何、元云、一円空、淨曰、意旨如何、元云、中、淨曰、如何、元云、無變動、淨云、如何当人、元云、夜半正当、午日正当、淨曰、畢竟、元曰、不断命、作礼而去、他家訓訣、

皆正応五_{壬辰}歲八月十三日 於永平妙高堂如正本書寫畢、代々嫡伝来如此也、

心法三寶

末世恐_ニ怖盜法漢_ニ圖書者也、師資秘伝傍人率_{ソツミ}

心法妙性 為_レ令難_レ窺_レ也、

於洞谷山

吞良書之者也

なお、「拈花微笑」の話に関して嗣法の関連のものとして伝えられるのが「空塵書」と題する稍長文の切紙である。これには嗣法相承の次第の図も併せ記するのが通例で、やはり正応五年の伝授の奥書とともに、さらにこれに先立つ宝慶元年（一二二五）九月十八日、天童山如浄会下における道元相伝の奥書も有する、永光寺所蔵、寛永十四年（一六四一）吞良伝の「空塵書切紙」を紹介しておく。

中世曹洞宗切紙の分類試論(出) (石川)

(端裏) 空塵書切紙 (三寶印)

四寸二分

釈迦牟尼佛大和尚

明鏡也

摩訶迦葉—阿難陀…(西天唐土諸

祖略) …永平道元—永平懷契—

大乘義介—洞谷紹瑾—総持紹碩—

永沢寂靈—慈眼天真—機堂長応—雪窓一純

天叟祖寅—興国玄晨—越溪麟易—竹塢靈脩

大隣明甫—碩岩永鶴—天翁亮寅—大光禪雄

通山隣—仏祖正通—勃陀勃地

○正安元年_{壬午}四月十五日上堂、因世尊教主花ヲ拈テ八万人ノ大衆、五百人ノ上足ノ中ニ指上玉ウ、大衆頭ヲメグラシ同ク見ルト雖モ、世尊ノ心ニ不_レ叶、迦葉一人微笑ス、世尊ノ云、我ニ正法眼蔵涅槃妙心アリ、摩訶迦葉ニ付属ストノ玉ウ、後夜ニ於テ仏々ノ儀式ヲナサントス、八万ノ大衆、五百人ノ上足ノ目ヲシノビ、耳ヲフサギテ夜半ニ於テ灵山溪川ノ洞ウヘヲ樹室ニ入玉ウ、広コト四間也、世尊ハ金像獅子ワダカマル上ニ西ニ向テ東坐シ玉ウ、迦葉ハ東ニ向テ西ニ坐シ玉ウ、外面クラウシテ通所ニアイガタシ、則チ照鷄此室ニ来ル、照鷄トハ鳥名也、両頭也、色ハ赤ク白シ、九所マダラ也、頭ノ中ヨリ火焰ヲ出シ、此

室ニ有テ偏ニ灯ノ如シ、則チ法火発ル所也トテ、世尊天ニ向テ同時ニ礼三拝シ玉ウ、迦葉ノ坐具ハ上ニアリ、世尊ノ坐具ハ下ニアリ、礼三拝アリ、前仏後仏ノ儀式ヲナシ玉ウ、則チ両鏡ノ面テヲ合セテ、既ニ袈裟ノ威儀ニテ頭ヲカクシ、上ノ鏡ヲバ世尊ノトリ玉ウ、下ノ鏡ヲバ迦葉トリ玉ウテ、影ヲウツシ玉ウ也、師ノモチ玉ウ鏡ニハ、迦葉ノ影アリ、迦葉ノモチ玉ウ鏡ニハ、世尊ノ影アルベシ、是則チ仏ケノ通所也、如是シテ袈裟ノ威儀ヲ以テ頭ヲマキ、摩頂ノ云、両鏡正ニ通用アリ、正法眼蔵ヲ伝テ尽未来際断絶セシムルコトナカレ、是則チ仏々口々ノ偈ト云也、次ニ一鏡ノカゲヲウツシ、中ニ世尊ノ御名ヲウツシ、一鏡ノ影ヲ頂キ迦葉ノ御名ヲアラワシ、舌ノ血ヲ合ル礼アリ、木筆ヲ以テ名字ヲ連也、前仏後仏儀式如是、コレ末代ノ仏々ニ於テ断絶セシムルコトナカレ、如是儀式アルニ依テ、仏菩薩、頭ノ光リ一鏡ノ影也、又紫雲也、如是二十季ヲワツテ、忉利天ニマシノテ十二季、摩耶經ヲトキ玉ウ、八万ノ大衆白仏言、此經ノ文ノ如ンバ是法平等ニシテ、一会ニ入ズンバ三界ノ盲人イカニシテカ度シ玉ウベキ、願ハ方便ヲメグラ玉ウベシト悲ム、仏言ク、一会ノ方便モツトモ也トテ、金剛十戒ヲ説玉ウ、一鏡ノ面ヲアラワシ、頭ラニイタタキ、世尊、御名ヲアラワシ、前仏後仏ノ名字^(ラッ)□□ラ子、舌血ヲカタドリ、自他ノ頭々ニソ、キ、照鷄ノ灯ヲ伝へ、九所マダラナルニタトへ、炬松トナス、諸仏ノ儀式、仏々ノ命根也、道場ハ塔也、皈伝塔トアラハシ、菩薩声聞縁覺、雲ノ如クアツマル、摩訶陀国ノ大王六万人ノ眷属ヲタナビキ、此平等、一会至ル、六種震動ノ天地ヲ動ス、爰ニ第六天ノ

摩王、^(マヤ)仏ニ障碍ヲ為ントシテ盤石ヲナゲ此塔ヲ打碎ントス、時ニ此塔カズヲ々ク現ジテ、イクラトモナシ、魔王盤石ニ文字ヲアラワシ、虚空ヨリナゲ下ス、多子塔トアラワレ、後門ニツク也、十季畢テ中天竺ニヒロム、在^シ天台一日、維摩室ニ至ル迄、如是伝展シ以テ仏々断絶セシムルコトナカレ、此ノ空塵書ノ如ンバ、末代ニ至ル迄疑コトアルベカラス、若如是アラズンバ、天然外道ノ法ナルベシ、此空塵書ハモトハ梵語也、久クノ文字タダシカラズ、末代ニ於テ是ヲ学文トナスベシ、法ノスタル々ハジメナルベシトテ、永平二代ノ時教ヲバカナトシ玉ウ也、モトノ本ハ唐紙ニカケル也、永平開山、御影ノ心ニヲサメ玉ウ也、敢テ弘ムベカラス、正法トハ古鏡也、眼蔵トハ舌血也、涅槃トハ大涅槃ナルガ故ニ、生死透脱ナレバ也、妙心トハ照鷄々々灯也、付属トハ通用也、尊者過去テ彌寶^{イミ}国カウホウト云里ノ獅子崛ニマシマス、過去ニテモ比丘僧ニテ、ヨロヅヲ供養シ玉ウ也、教者ノ所ニ有テ禪教ヲ論シ玉ウ、法我ヲ起シ玉ウ、教者ニ毒ヲ与ル、命則チ没ス、此国ノ王是也、尊者ハ現在ニテ因果ヲハタサンタメニ、獅子崛ニ入り玉ウ、同キ里ニシユカウト云長者アリ、一人ノ男子ヲウム、十七歳迄左ノ手ヲ握テヒラカズ、又物ヲモ言コトナシ、カタワ者也トテ長者是ヲ悲ム、在時尊者ノ前ニツレテ来レバ、童子右ノ膝ヲシキ、左ノ膝ヲ立テ、向^チ尊者^ニ説^テ偈云、我今古子、手也現在、皆是其中、心身舍利、左ノ手ノ中ニ握ル、舍利ヲ始テ放開ル、尊者云、我過去ニ法我在故也トテ、天ニキセイノ云、汝ガ左ニ舍利ヲ持来レバトテ、左ノ手ノ指ノ血ヲ出シ、名字ヲ

ツラ子摩頂ノ云、我今汝ヲウルヲ、灵山ノ釈迦迦葉ヲウルガ如シ、正法眼蔵ヲ伝テ尽未来際断絶セシムルヲナカレ、摩頂ノ云、是レヲロタノ偈トスベシ、然レドモ儀式ハ空塵書ノ如シ、モシ空塵書到ラズンバ、外道宗ナルベシト云云、

書之本云、

右太宋宝慶元年九月十八日、前住天童景德禪寺、堂頭和尚授道元儀式如是、祖月侍者于時焼香侍者、宗瑞知客、広平侍者等周旋^{セン}拜行、此宋戒儀式、太宋宝慶年中伝旋也、

右正応五年八月十三日、於永平寺之妙高堂而申出、正本如ク書写畢、

皆寛永拾四^丁八月吉日

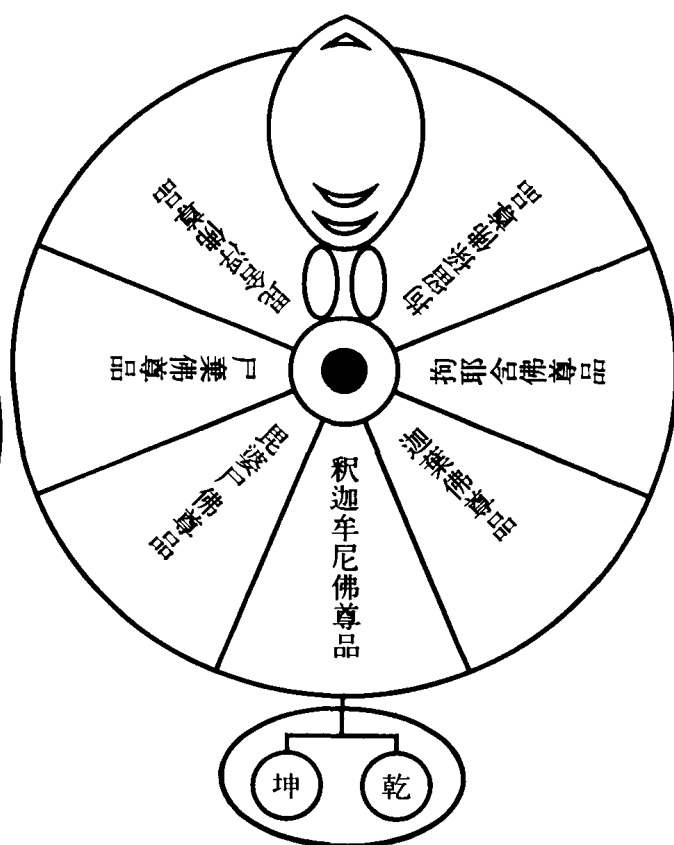
「空塵書」の名を冠する切紙も比較的古い時期の書写にかわるものが残っており、元応三年（一二三二）峨山紹碩伝受の奥書を有する、愛知県西明寺所蔵、文禄四年（一五九五）真翁必相伝のものも併せ掲げておく。

（標題）空塵書

妙



中世曹洞宗切紙の分類試論(五) (石川)



○本位中有自己、々々本位借力量、本位全不依自己、空却已前、耶畔、主本地風光云、一切衆生根本空性也、大智也、自己淵源力量得來、是皆本地也、火光也、今時照也、又本分至明々自己三昧也、非自己非本位、是何時節、急着眼云々、

○仏祖嫡々相承而吾到、七十一世順碩、今附焉既畢、

○七仏嗣承之道場之儀式、

一、絹之紋之綾、白地本書、

一、羅様五枚 一、杉原一帖

一、鳥子廿枚 一、談紙一帖

一、油一燈 一、油烟一挺

一、焼松一把 一、蠟燭二挺

一、筆一對 一、朱一両

一、襪一足 一、縹內衣内帶へ一箇

右精進禪定持而沐浴可傳之トモ、

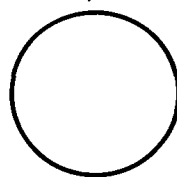
持律トモアリ、

○展ニ坐具ニ上敷ニ五条、弟子掛ニ掛落、拝師三拜、次敷ニ戒法之一枚書、次弟子以ニ兩足、踏ニ展戒法書、拝師即疊書、次坐具上敷ニ掛落、其上敷ニ七条、其上敷ニ九条、師子共坐此上、便云、摩訶毘盧舍那頂上也、次卅字書ニ一紙、敷ニ九条上、以兩足踏書也、時一紙師与弟子、共可成判、同位書名也、以鉢松火、焼ニ血脈、師与弟子共是、可吞、是云、一器水移一器、是則和泥合水也、次師、弟子疊一枚為ニ鼻巾、次師与弟子拭ニ兩足裡、次師弟子共拭ニ不淨、後手師安置此一紙、即展ニ大夏、添

大夏、納之、云、一大藏經拭ニ不淨、故紙也、次師展ニ大夏、弟子九拜、坐時師大夏相伝、此天地未分主有、是曰真ケ法王妙中妙也、主出現天地和合、々々六仏祖共出現、々々草木叢林生、々々々々即混沌分○了仏坐給也、此乾坤二字有、乾是昼、天体、坤是夜、地体、是即天地日月星辰也、君臣合道、陰陽乾坤、始分是曰夜半天也、卅字左右書、左等覺菩薩位、師体也、右明覺菩薩位、弟子体也、伝授之時、弟子賓、伝授了師賓也、賓主相交則賓主歷然也、次師以ニ右二指、摩頂時、唱偈云、從來仏祖之嫡孫、汝今為ニ吾親子、附ニ属正法、可莫令斷絶、生死夏大無常迅速、三返、伝授之時、師弟共以ニ小刀、指之出血、合血九寸墨紙之上成判、血脈添之、又前師子共判ヲ以ニ炬松焼吞時、判合血之判可然乎、附授了下坐、弟子問師云、花瓶立松、拝君時如何、師云、珍重々々、花向ニ万歳杉時節トモアリ、又弟子重問云、錦上敷花時如何、師云、久立珍重、云、即下坐、師豎起松子、云、楊緑花紅時如何、功成名遂身退時節トモアリ、弟子答云、樹々松青躑躅紅、太平々々トモアリ、右、如此大夏等、能々可護持、次弟子能々相伝後、大夏納懷中、了可去也、亦早朝作礼也、亦大衆礼ニ嗣法之弟子、々々答拜、判形時以ニ九寸墨紙、左等四指以ニ小刀、刺破、師弟子共如、是出、血了合血成判也、

仏祖正伝空塵書

円相四寸二分、



釈迦牟尼仏—摩訶迦葉—阿難陀—(中略)—

永平道元—永平懷契—大乘義介—洞谷紹瑾—

總持韶碩—仏陀宗真—仏陀聞本—仏陀天闍—

龍沢性讚—大洞志繁—龍沢洞都—普蔵道見—

龍沢祖文—龍溪契巖—龍溪舜玉—普蔵永歳—龍溪全棧—

龍溪宗龍—瑞光恕珊—新順碩公—

○仏祖正通勃陀勃地

正安元年 壬午四月十五日

上堂因世尊金色花拈、八万人大衆五百上足中指、大衆回頭雖同見、世尊心不叶、迦葉一人微笑、世尊云、我正法眼蔵涅槃妙心、有教外別伝、付属摩訶迦葉、言及後夜、仏相承儀式欲作、八万大衆五百人上足、忍目塞耳、夜半於灵山溪川洞、優婆羅樹室入給、世尊金色獅子上向西坐、迦葉向東西方坐、外面黒通処難相即、照雞此室入来、照雞鳥名也、両頭也、色赤白九処斑也、洞中有火焰、入此室一如灯、則法火発処也、世尊向天同時礼三拜、迦葉坐具在上、世尊坐具在下、礼拜有前仏後仏儀式、即両鏡面合以袈裟威儀隠頭、上鏡世尊取給、下鏡迦葉取給、影移世尊鏡有迦葉影、迦葉持鏡有世尊影、是即仏々通処也、如是了而袈裟取威儀、擡頭云、両鏡正有通用、吾此得正法眼蔵、附属汝、尽未来際莫令断絶、是即

中世曹洞宗切紙の分類試論(四) (石川)

仏々唱喝云也、次移鏡影、其中世尊御名移亦一鏡頂影、迦葉御名露、舌血有礼、以筆例名字、前仏後仏儀式、如是末代仏々祖々可莫令断絶、如是儀式、仏菩薩頭光一鏡影也、亦紫雲也、如此二十年畢、在初利天十二年説摩耶經、八万人大衆、白仏言、此經文如是法平等、一会不入三界盲人如何可度、願回方便、憐愍給悲、仏言、一会方便最、仏説金剛般若、道場塔也、如是伝灯露、菩薩声聞円覚如雲集也、金剛説、一鏡面頂頭露世尊御名、前仏後仏連御名、舌血形取、自他洒頭、照鶏伝灯、九処斑也、諸仏儀式、仏々命根也、道場塔也、如是伝灯露、菩薩声聞円覚如雲集、摩訶多国大磨王六万人眷属引具、此第六天摩王欲作障碍、取盤石打碎、此塔々々数多現、摩王取盤石、露文字、虚空下、多種塔露、後門就十二年畢、中天竺広之、天台曰、会問室到迄、如此伝之、今以莫令断絶、此空塵書徳末代至迄不可有疑、不如此是天然外道法可成、此空塵書元梵語也、久而文字不足、至末代不学是法、廃始也、永平二代御時露也、元本永平開山御影、納胸、取不可弘、正法古鏡也、眼蔵舌血也、涅槃大涅槃也、妙心照雞灯、付属通処也、昔獅子尊者在闍賓国孝母里、獅子崛御座、時比丘僧供養萬、折下教者能、壽命即没、今此国王是也、尊者現在為逃、因果、入獅子崛、同里周公長者有男子一人、十七歳迄左手不開、長者悲之、有時尊者前例来、童子於尊者前敷右膝立左膝、向尊者唱喝云、我今古子、手中現在、皆是其中、心身舍利、

中世曹洞宗切紙の分類試論(三) (石川)

一七〇

其時開^{クニ}左手^ヅ、是^レ舍利^{ナリ}也、尊者云、過去^{ニハ}名^ヲ云^ニ婆舍^ト、今^ハ亦斯多也、我即此國王也、法力可^レ改^レ咎、即是前^ハ仏後^ハ儀式、欲^{スルニ}作^ル兩鏡^ニ通^テ廻^レ不^レ叶、不^レ及^ニ舌血、尊者云、我過去現在有^ニ法力^ニ在^ル故也、初起^{ヘナリトテ}誓^シ天^ニ云、汝左持^ニ舍利^ヲ來、左手指^ニ血^ヲ出^シ、連^ニ名字^ヲ、摩頂云、我今得^レ汝^ノ夏、靈山^ニ釈迦^ノ如^ノ得^ニ迦葉^ヲ、伝^ニ正法^ヲ眼藏^ヲ、尽未來際、莫^レ令^レ斷絶、摩頂云、是唱^ヲ偈^ヲ可^レ成、然^レ共、儀式空塵書^ヲ可^レ如^{クナル}、若不^レ到^ニ空塵書^ニ、外道也、云々、書本云、

○右太宋宝慶元年九月十八日、前住天童景德寺堂頭和尚授道元和尚儀式如是、祖^{月トモ}日侍者、于^レ時燒香、宗瑞侍者^{知客}、広平侍者等周旋^{セリ}行^ハ之^レ、此儀式、太宋宝慶年中伝^レ之也、正応五年八月十三日、在永平寺於妙高堂而申出也、正本書写畢、同十九日在丈室読校了、

同伝授作法了、

于時文祿四年^{乙未}正月五日 書之

真翁必付与

順積無私

此本相伝以来卅年、入血脈袋所持、

今元応三^{辛酉}二月時正日 付授

参学小師紹碩都寺

能州洞谷紹瑾在御判

在丈室妙莊嚴院授焉、某判

この西明寺所蔵の「空塵書」の特色は、はじめに存する図

で、己事の究明に関わる口訣が付され、さらに嗣法儀礼の道場の準備や嗣書伝受の次第も記される、後述する「伝授作法」に関する部分も含むものであり、形態も冊子の形式になっていて、純粹に切紙とは言えないものであるが、形態上の問題は内容が長文であることに起因するもので、切紙伝授の場で相伝されることに変わりはない。この外、天文十五年（一五八七）芸長より伊芸に伝えられた埼玉県正竜寺所蔵の「空塵書」切紙は、図や相承次第、嗣法儀礼に関する部分等は一切含まないもので、ある意味ではこの種の切紙の原初形態を探る上から貴重なものとも見られるが、本文は永光寺所蔵のものと殆んど同文なので、次に奥書・識語のみを掲げておく。

空塵書（本文略）

（奥書）

仏祖正伝菩薩戒作法

右本書ハ、大宋宝慶元年九月十八日、前住天童景德禪寺堂頭和尚如浄授道元儀式如^レ此、□ □ 祖日侍者、時燒香侍者也、宗瑞知客広平侍者等周旋^ニ行^ハ此戒儀、大宋宝慶中^ニ伝^レ之也、

右日本正応五年^{戊子}八月十三日、在永平禪寺□高□ □ □ 本書写畢、云云、

于時天文十五年^{丙午}二月九日

芸長付授、芸長付授伊芸

二月十四日

□

□

二月廿四日

□

□

次に、嗣書の製法やその意義を伝える訓訣を示す切紙で、前述の「他家訓訣」に対して、曹洞宗所伝の切紙である事を示す「自家訓訣」の切紙を、神奈川県香林寺所蔵の慶長十五年（一六一〇）十二月三日、同寺九世理琴文察（一六一二）より長林禅苗に伝えられた、最乗寺系安叟宗楞（一三八七）一四八四）派下所伝の「自家訓訣別伝」を紹介しておく。

（端裏）安叟派ノ一

自家訓訣別伝

拜問、御書要用梅絹、何故、示云、繼黃梅之古風連綿、令不斷絶表準也、又云、六祖伝法之時、必不可有梅絹、雖然作慇懃宗重之志而少調時、用梅絹、其故采朝上品之練者織落梅之上品之時梅絹也、云々、問云、作円相而奉書焉何故、示曰、人々住一円相之裡、而円同大虚、無欠無余之儀也、問曰、円相之上三尺余有無度長何耶、示云、如自下卷収文字之上為数卷、崇重之心也、同云、勃陀勃地何意乎、示云、願到仏陀仏地、問云、朱脈仏頂上、不立文字、縦横輪譬如画、如何、示云、如菩薩戒血脈仏頂上図円相、猶大円鑑中窠窟、如御書到仏向上七縦八横、円転無窮、無始無終之義也、心心妙脈聞灵心、三昧法聞、付法比丘和合相心、

皆慶長十五年庚戌年霜月三日

相模州香林禅寺住持理琴文察大和尚、

今付与長林禅苗仁、

（花押）

中世曹洞宗切紙の分類試論（石川）

同じく、埼玉県正竜寺所蔵、武蔵龍穩寺十四世大鐘良賀（一六一四）より、正竜寺六世大久寅碩（一六二八）に伝えられた「自家訓訣」も、文言が多少異なるだけであるが、参考までに掲げておく。

（端裏）御六代

自家訓訣

此異本在

拜問、御書要用、用梅絹、何故乎、示云、繼黃梅古風、連綿令不斷絶表準也、又云、六祖伝法時必不可有梅絹、雖然作慇懃崇重之志、打調時用梅絹、其故宋朝上品綾織落梅、用上品、時梅絹也、云々、

円通大虚無欠無余之儀也、亦問云、円相之三尺、上余無度長何耶、示云、如自下卷収文字上為令数卷崇重之心也、亦問、勃陀勃地何意乎、示云、願到仏陀仏地之心也、亦問云、朱脈仏頂上、不立文字、縦横輪譬如画相、猶如有大円鏡中窠窟、如御書到仏向上七縦八横、円転無窮、無始無終之儀也、

翻訳云、勃陀覚智也、勃地潔々也、潔ワ潔地、

慶長十年乙巳五月三日

良賀（花押）

附与寅碩

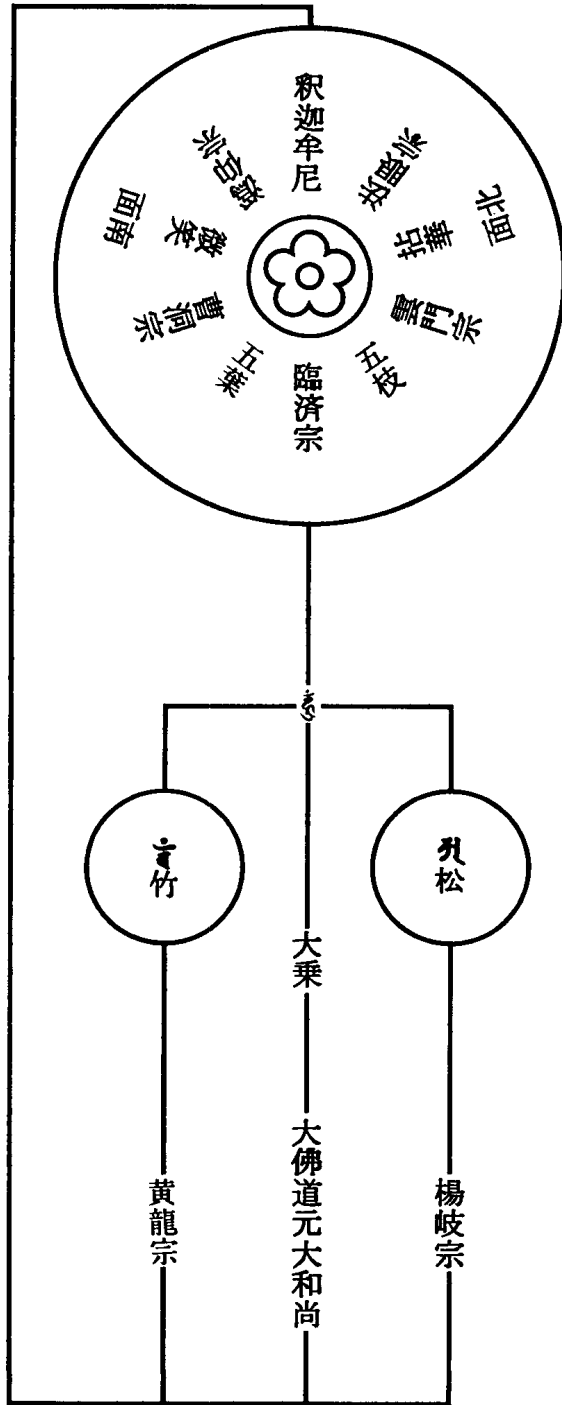
当山六代和尚本師良賀ト云ハ、本山十四代大鐘良賀和尚之夏、

この「自家訓訣」切紙は、「他家訓訣」の内容と全く異なり、梅花の模様を織り込んだ布地（梅絹）を用いて嗣書を作ることや、実際の嗣書の書き方等を示したもので、本来から

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

言えば、後に問題にする「三物」の項で取り上げるべきかもしれないが、さらにこの梅花の由来を説く「松竹梅之切紙」にも関連するので、ここで一緒に紹介しておいた。そこで次に「梅花」の由来ということになるが、それは六祖慧能の黄梅山弘忍の下における附法伝衣に由来する。永光寺所蔵、元和九年(一六三三)呑良所伝、竹道伝受の「松竹梅之切紙」は、次のようなものである。

(端裏) 松竹梅之切紙



從悦大和尚傳授之者也、
皆元和九癸亥九月吉日

呑良書畢九拜 伝灯之沙門竹道(花押)

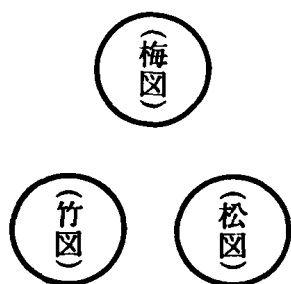
松是本心、梅之本心影、威風余烈、暗香彰也、竹之本心之体也、悉皆表相也、

大庾嶺梅道地也、六祖在処云、黄梅、仏長丈六一丈八尺也、金襴衣丈六也、是名靈山一華、此伝衣有六祖迹、在時黄梅山収置也、弥勒出世可衣掛也、弥勒長千尺也、非有相無相、所以、以千尺身此衣用、黄梅仏法繁興、一花五葉分開也、梅花五葉者、臨濟曹洞潯仰法眼雲門也、譬梅開雪裡、遂節不凋、吾宗不干時節、古語云、雪裡梅花只一枝、松元來不變本色也、竹元來根本虚也、不知四節、梅香亦四界弥満也、松竹梅、三致三世不可得心、一枚一心通達也、

同じく永光寺所蔵、泰堯相伝、書写年時の不明のものであるが、文言や図も多少異にし道元伝来の奥書を有する「松竹梅切紙」も参考までに引用しておく。

(端裏) 松竹梅切紙

大庾嶺者梅之道地也、六祖之在処於黃梅、曰、仏之高丈六也、曰者一丈八尺也、金襴衣丈六也、名是曰靈山一華、此伝衣有六祖迹、住時黃梅山収置也、弥勒出世之時定而是可掛、弥勒之高千尺也、只有相得以袈裟不可量、只是無相衣也、吾宗梅本矣無別地、六祖禪師之在処梅之道地也、仏法自是繁昌而一華五葉也、梅亦五葉也、其五葉仁云者、臨濟曹洞潯仰法眼雲門、譬梅雪裡開逐時節、不凋花也、吾宗不叶時節、不屬陰陽者也、古聖曰、雪裡梅花一枝開、從仏々祖々相承而天童如淨禪師授道元畢、



楊岐宗

大宋大仏道元

黄竜宗

山主在判

年号日付 付与泰堯老衲

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

さらに、これも三物の嗣書の項で扱う嗣書作製の際の「合血」の問題とも関連する切紙であるが、単に嗣書の意味にとどまらず、嗣書の意義にも言及している「太白峰記之嗣法合血図」という表題を有する切紙について触れておかなければならない。この切紙は、珍らしく「永平老衲、義雲編」という作者が明記される切紙で、今の所、三重県広泰寺・神奈川県総持寺等に所蔵されていることが知られているが、次に総持寺所蔵、慶長十年、大鐘良賀附与、大久寅碩相伝のものを紹介しておく⁽¹⁰⁾。この切紙は識語からも知られるように、元来は正龍寺伝来のものであったことが知られる。

太白峰記之嗣法合血図 永平老衲 義雲編

夫嗣法者、仏性種熟之儀、恵命嗣統之儀、正法調御儀、眼目周正之儀、道鉢一如之儀也、熟者、何釈迦自釈迦弥勒、自弥勒依旧、天真自照道、照自照^列、^孤明、^闇昧、^印ニ始終、^カル^ユニ^ニ故、^道天、^真自照、也曾祖仏不許理也、故^謂吾^不見^時、^何不^見吾^不見、^処見^不見^時、^不能^及有^レ曰、^若見^不見、^自然^彼不^見相、^若亦^不見^吾不^見、^自然^非物^非你、^経、^此句^存三、^隠二、^真、^顯存^三、^隠付^二、^何以^故、^何不^見吾^不見^処、^是也、^若見^不見、^自然^非彼^不見^之相、^是顯^一之^也、^若不^見吾^不見^処、^自然^非物^非你、^是顯^一之^也、^是存^レ之^也、^又見^不見之時、^見不^及、^是隱^一之^也、^亦吾^不見^時云、^是隱^一之^也、^是二付云也、^見者^見性也、^見性^非吾^非你^非物、^真見^離縁^不存

内分、密付三昧也、^{迦葉}□^後積迦已前、密付也、阿難迦葉已前、密付也、
 積迦自積迦前^後□已前密付、是真見性、^{後人}□^後後學之見性、妄見、初
 知、不^レ合^ニ真見、但^レ為^ニ因^ル境智、境^ハ因^ル智、智^ハ因^ル境、々智冥合般
 若根本智也、境^ハ實相之真境也、境智一如之時、自己真照、淵源到
 着、此時内外虛玄也、虛玄空之境也、寂々智也、空境寂智冥合
 時、真人之靈蹤連光印剋成、於^レ是^ニ有^ル内外一切俱不^レ假^ニ本
 位、含^ニ法性海中珊瑚樹、如^ク撐^ニ着^ス天上月、珊瑚樹頭不^レ可^ニ
 自知、一輪水月不^レ自知、万物智本分智光也、彼全不^レ可^ニ自知、
 禪人能縱能奪、能殺能活之手段、全不^レ可^ニ自知、心元不^ニ自知、
 性元不^ニ自知、自知^ハ現今之所作也、真既過、自性既明了也、因^ニ
 甚麼^ハ自知、古^ハ仏道自知學也、自己忘却也、万法之証也、
 証者、自己身心他已身心俱脫落、不^レ見^ニ脫不^レ脫時、正心証^ニ不^レ
 覺、是真見性也、師弟因証意句必迷妄、初覺先參^ニ句、不^レ可^ニ
 參意、先達必可^ニ參意、不^レ知所謂參^ニ句者、不^レ同^ニ祖仏言教、不^レ
 拘^ニ古聖話頭、元來舌端不^レ觸底、無生之一句子你未^ニ學以前、
 通身一句將來了、全体成得、當頭是參^ニ句道理也、所謂參^ニ意
 者、透^ニ脫悟所、着力^ニ為^ニ絕學、學^ニ無^ニ為^ニ宗、^ハケ無生鉢、中不思
 儀之妙性密々印々定、尽^ニ始至^ニ無始、能始^ニ終、至^ニ無終、是
 以^ニ仏法大意也、窮^ニ之參意道理也、意句一貫、因緣順熟、結菓
 萌藥時、既至、師第一貫眼目寥廓意氣広闊、大光漆桶裡既彰、又漆
 彰、又漆、又漆桶不会、云、有^ニ二意、時人着^ニ當堅却、機転未曾有、
 是^ニ云^ニ漆桶不会、惡^ニ儀也、漆能塗、猶増^ニ細^ニ光却、還^ニ為^ニ物不
 壞、漆桶全可^ニ如^ニ然、師弟煅煉復如^ニ是畢、有時開^ニ建立門、有
 時開^ニ掃蕩門、建立者出興之門也、煅門者、不出興之門也、開^ニ

出興門^ニ之則、諸仏諸祖師學資主不^レ殘^ニ一塵、破^ニ二作^ニ三分、
 三成^ニ六、得^ニ大自在三昧、底夏、法界之主分也、亦開^ニ不出興門、
 則、祖仏不来、彼此不^ニ相待、不^ニ名不形、不^ニ立^ニ一塵、万像吞^ニ
 光底理、法界之主分也、這々二門、仏法惠命嗣統之道理、錯莫^ニ
 作^ニ變相之諸法、又未後無夏之會、直旨不^レ可^ニ画、煅煉日可^ニ
 増、師弟之証明因^ニ心印^ニ煅煉、先仏後仏、一鉢同真、一如正見、
 不^レ可^ニ許^ニ他、可^ニ不^ニ弄^ニ自、所謂、昔年靈山迦葉、自^ニ積迦^ニ
 嗣承合血、然^ニ之付属、至今不^レ令^ニ斷絶、血脈連統来也、世尊
 附^ニ迦葉^ニ時、去^ニ常之法座、向^ニ刃刁^ニ方、嚴^ニ飾密室、嗣法合
 血堂奥投入、不^レ違^ニ其法^ニ者、師弟嗣法於^ニ堂場、鑑明大因大縁
 可^ニ如^ニ法、先使^ニ達^ニ之師、堂場莊嚴如^ニ法、鉄鉢置^ニ之、至^ニ
 夜半、滿^ニ盛良方清水、棹上置^ニ之、時既至而、或其先達師為^ニ
 教師、容^ニ場、若^ニ其教、無^ニ其仁、師弟問訊而、師先上^ニ棹子^ニ九
 拝而近^ニ椅子、師以^ニ小刀^ニ衝^ニ破^ニ剪、左手大拇指頭、亦^ニ同^ニ衝^ニ
 煎右手之大拇指頭、師子俱推^ニ合兩大拇指頭、師左手以^ニ擲^ニ嗣
 子之左肩、亦^ニ以^ニ右手^ニ擲^ニ師左肩、自^ニ兩肩^ニ頭^ニ同時合血、
 一滴入^ニ鉢裡、水^ニ時機縁順熟、師子一血一合、指鉢水竟不^ニ分離、
 納^ニ水底、然而復密室捍入師弟分附、從前之一句如^ニ參窮、可^ニ伝
 授、可^ニ如^ニ法者也、
 次嗣書之判形之位、其法如^ニ世尊附^ニ迦葉、是以可^ニ正^ニ如^ニ法、先
 師之名字分^ニ二字^ニ印^ニ上下、又嗣子之名字分^ニ二字^ニ印^ニ左右、於^ニ
 中央^ニ印定、師判形是正^ニ圓正之儀也、嗣儘可^ニ如^ニ法、血氣
 一合畢、嗣法伝授悉畢、及^ニ尽未來際、不^レ為^ニ法棄^ニ捨行道、特
 精進心專、可^ニ惜^ニ寸陰、悲哉^ニ哉、吾法不^レ可^ニ解^ニ行

若^ニ正行乱^ミ、師弟終見^ニ因畢^ミ、道理在^リ、不可^レ疑^フ。若^ニ具諸仏^ノ印之^ヲ嗣^ス承者、

嗣法合血図終、

于時慶長十年^乙三月三日

附寅碩書記<sup>江四十歳
御時</sup>

龍穩十四世良賀（花押）

招微笑將 胡鬚赤有^ニ赤鬚胡^ニ在^リ

摩頂云、如愚如魯、宝鏡三昧アリ

（一行不明）

義雲編者、本山十四世大鐘良賀和尚也、開山所者、武州龍八高^後見也、^{小本寺也}福寺、武州坂田永源寺、同州石坂休山寺、同州玉川龍福寺、右御開山也、附寅碩書記江 在出当山六世、大久寅碩和尚之御夏也、今可為当山之秘書者也、

嗣法儀礼に関して、どちらかといえば理念的側面を中心にした切紙に分類されるものとして最後に紹介しておきたいのは、在宋中の道元が、如浄より附法伝受の際、拄杖・扠子・竹篋等を同時に授けられ、これらについて師資の間で問答商量がなされ、嗣法の儀礼が成就したことを示す、「天童如浄禅師、道元和尚嗣法論」という切紙である。これは漢文体による「参」ともいふべきもので、師資の個人名が明記されるという珍しいものである。嗣法儀礼の際の伝授物に関する切紙としてあるいは次項で扱うべき部類に属すると見られるかもしれないが、これら伝授物が道元に附与されたというのは

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

全くの伝承で、むしろこれらの相承物の検討を通して師資の親密さを強調したもので、その意味では極めて理念的な内容を具えたものと見られるので、ここで紹介することにする。まず、永光寺所蔵、天正三年（一五七五）十二月、宗寿より慶松なるものに伝授されたものは、次の如くである。

曹洞家天童如浄禅師道元和尚嗣法論

師問云、如何は一ヶ拄杖、元云、人々具足、師云、具足^{セヨ}看^ン、元云、無心、師云、言語尽、元便立^ッ、師云、礼^{セヨ}、元即礼^ス、師云、如何是露柱一句、元云、六根不具、師云、直具足也、元云、答話在問処、師云、道々、元即喝^ス、師云、是何、元即扠袖去、師云、問如何是即心即仏、元、鏡裡像、師云、如何是明鏡也、元云、古鏡磨^ス、師云、磨何処^カ落在^ス、元云、破鏡、師云、彼落何^カ道、元云、火中氷、師云、其時節作麼生、元即放身^ス、師云、礼^{セヨ}、師云、如何是一契真性、元云、電光智了劍、師云、在何処、正智得、師云、会処如何、元云、天地同根万物一鉢、師、会乎^ス々々、元呵々大笑、師云、是誰人章句、元立拜、師下坐授拄杖、師云、如何是龜毛扠子、兎角拄杖、喚何^カ道、元云、世界恁麼広、師云、其外在指頭真云、元、拳一指^{（拳カ）}、師云、問、如何是扠子上一句、元云、吾在一言、師云、無言授白扠子、師問、如何是三尺竹篋、元云、問話者喫^ル棒、師云、不恁麼時如何、元云、三日前五日、後、師云、前後際断時如何、元云、不会、師云、唯為不開口、師即下坐而授竹篋畢、元九拜而珍重、

中世曹洞宗切紙の分類試論(五) (石川)

日本曹洞永平開闢道元和尚嗣法論

天正三年臘月仏上堂日

從宗寿授慶松九拜

次に、文意はほぼ同一であるが、多少文言を異にする例として、神奈川県香林寺所蔵、江戸初期の書写にかかるものも併せ掲げておく。

(端裏) 嗣法論

天童如浄禅師 道元和尚嗣法論

如浄問^ニ道元、如何は一ヶ露柱^{ツツ}、道元答云、人々具足、師云、試^{コシ}具足^{コシ}見、元云、無心底、師云、言語^{ゴンゴ}尽、元、便立身叉手、師云、礼拝著^{セヨ}、元礼拝、師云、如何是露柱一句、元云、六根不具、師云、是何、元即^レ払袖去、師又問、如何是一面台鏡、元云、磨、師云、磨何^ニ処^ニ落在、元云、破鏡、師云、落^レ処^ニ作麼生、元云、火裏^ニ氷、師云、其時節^ニ作麼生、元便放身臥、師云、礼拝著、師又問、如何是払子上、元云、電光知了劍、師云、在^ニ何^ニ処^ニ、元云、正智得、師云、会^ニ処^ニ如何、元云、天地同根万物一体、師云、会麼々々、元、呵々大笑、師云、是誰人章句、元云、立拜、師云、下坐授^ニ払子^ニ、師又問、如何是龜毛払子、兎角拄杖、元云、世界恁麼^ニ広、師云、其外在^ニ指頭^ニ、一言遍々、元云、拳^ニ一指^ニ、師云、如何是拄杖子一句、元云、吾有^ニ一言^ニ在、師便授^ニ主丈^ニ、師又云、如何是三尺竹篾、元云、問話者喫^ニ棒^ニ、師云、不恁麼^ニ時^ニ如何、元云、三日前^ニ五日後、師云、前後際斷^ニ時^ニ如何、

元云、不会、師云、為^ニ何^ニ不会^ニ、元云、唯^ニ為^ニ不^ニ開^ニ口^ニ、師云、下座授^ニ竹篾^ニ了^ニ、元九拜珍重、
右此口伝書者、洞家之一大夏、嫡子一人外^ニ不^ニ可^ニ伝^ニ者^ニ也、

「空手還郷」を標榜する道元に、果して如浄よりの相承物があつたかどうかは議論のあるところで、「道元は如浄から授けられた菩薩戒と嗣書だけで十分と考えたのであろう。…宗教的生命の相嗣継承―伝法―の自覚は、経巻や論頌の授受は勿論のこと、形式的な嗣書さえも、これを他人に誇示したり、証拠だてするために必要なものとは感ぜしめなかつたであろ⁽¹¹⁾」とされることもあるが、『三祖行業記』の道元伝に見られる「芙蓉衲衣伝来」という記事から、芙蓉道楷の袈裟を伝えられたことは事実であろうとする説もあり、さらに『三祖行業記』の説は『三代尊行状記』の文を一変させたもので、本来の説ではないともされる。⁽¹³⁾しかし、『碧山日録』には、碧巖・弾虎拄杖・払子の相伝があつたとし、『明極和尚語録』巻三、「日東可禅人回郷」という、永平五世義雲の弟子の宗可侍者が入元し帰国しようとした際の語に、如浄は道元に、芙蓉の法衣・竹篾・白払・宝鏡三昧・五位願訣等を伝授したとしており、道元滅後百年も経ない頃に、すでにこうした相承物の伝承が成立していた。当時の入宋・入元僧の実態からして、文字通りの空手還郷ということはあり得な

ったと思われるが、これがただちにあたかも嗣法伝授の助証となるかのような伝承は、後の成立と見てよいであろう。金沢大乘寺には如浄伝授の扨子なるものが襲蔵伝来しており、芙蓉法衣についても、各地にその断片伝来の伝承を伝えており、これらを単純に否定できない伝承の古さがあるが、たとえば『建徳記』の諸本の問題でいえば、最古のテキストとされる瑞長本にはこれらの相承物の記載は無く、延宝本および訂補本に見られるだけであることから、決して確定した伝承ではなかったことを推測せしめる。

「天童如浄禅師、道元和尚嗣法論」なる切紙がいつ頃成立したかは不明であるが、嗣法伝授の儀礼が整備され、相承物についてもある程度の定着を見た時期に、道元にも相承物があったことが要請され、さらに如浄との問答も附加され成立した切紙と見なしてよいであろう、そこで次に、この伝授附法関係の切紙についてみてみる。

三、伝授附法状関係切紙

室内伝授附法に関連する宗門内の記録として最も古いものは、『永平開山御遺言記録』であろう。ただしこの文献そのものの書誌的解明はまだ充分になされておらず、たとえば今日見ることのできるテキストは、江戸期の面山瑞方が大智開創の肥後広福寺の宝蔵において発見し、自ら筆写して伝えた

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

ものが唯一の伝本で、⁽¹⁵⁾ 広福寺の原本は今日見ることができない。永平寺所蔵の面山自筆本も、これをさらに宝暦二年(一七五二)に謄写して祖山に納めたものとされ、しかもこのテキストは、大智伝授の記録の途中で切断中止されている不完全なものである。したがって、道元関係の記事に関連しては極めて注目すべき古い伝承も伝えられていると見られるが、全体の成立そのものに関しては多くの検討すべき余地を残している。⁽¹⁶⁾ 切紙伝授の際に重要視される「国王授戒作法」の関連記事が、すでに懷奘と義介の室内記録として見られることなど、その一例である。

ところで、『御遺言記録』は全体を大きく三段に分けることができる。第一段は建長五年(一二五三)四月二十七日の靈山院における垂示から、八月六日に病氣療養のため京都に赴くに至る間の、道元の義介に対する遺誡を中心としたもので、この部分が『御遺言記録』の最古層をなしていると思われる。⁽¹⁷⁾ しかしこの部分に関してもすでに、教団史上の義介の立場を正統化する筆致になっているとする批判もある。

第二段は、建長六年(一二五四)正月より、翌年二月十四日の嗣法完了に至る、懷奘と義介の間に交された室内の秘事に関する記録で、この部分が本稿の主題に関わる重要な記録であり、分量的にも最も多い部分でもある。この部分には、嘉暦元年(一二三六)十月十二日、寒巖義尹親筆とされるこ

の記録を、大慈寺瑞華庵で書写した旨の奥書があり、『御遺言記録』成立の第二段階に相当することが知られる。

第三段は、嘉暦三年(一二三二)正月二十九日、大智が瑩山紹瑾の真筆本を浄住和尚(加賀浄住寺二世無涯智洪か)より拝借して書写した、『仏祖正伝授受儀』という室内伝授儀礼作法で、この部分も後に問題にするが、『御遺言記録』はこの三段が同時に、成立の三段階をも意味しており、その意味においては、室中における嗣法伝授の儀礼に関する記録がその大半を占めていることになる。次に、繁を厭わず、建長六年正月以降の懷煇と義介の嗣法伝授に関わる部分を、大乗寺所蔵、正徳六年(一七二六)五月十四の曹源滴水(二六六一)一七二七)書写本によって掲げる。⁽¹⁸⁾

建長六年正月

永平第二世和尚示云

伊王舍利伴事、波斯匿王馬人事、如湯盞事、七郎器、供物等事、
 仏殿右脇事、用仏殿灯事、火事、松子事、頂戴書事、付請事、侍
 者事、如本書之対維那触礼三拜、柳松事、保衡詩事、立三事、付戒、月旦
 日半拜事、柳沢叮戸歩事、柳次抑箱懸子事、香策弘、
 仏樹者我国坊号也、全柳字也子宗朝知此名、
 建長六年甲寅十二月廿三日、初夜已後於方丈見聞嗣書伝法事記
 六、又有松花事沙汰、又受戒事有之、

示云、天童忌辰之時一相御語六也、^{不審}

建長七年乙卯正月二日、義介初拜第二世堂頭和尚、初夜之後参方丈、於羅漢前間行之、於羅漢前香台焼香大展三拜、有对拜、同三日、堂頭和尚嗣書并伝袈裟事委細言、先師内家至此事能知者、只我一人而已、余人知惣無一人、至此事可伝法者、人知之也、露命不定、故示之、我不記、汝不可記、此只憶持而已、云云、故今不記之也、

又示云、代宗時請袈裟於内裏、有処就裏事、又芙蓉袈裟伝而有天童之事、見伝衣依之不審事有之、又云、法衣伝此内不及見聞、或人自称而已、

又示云、黄龍下受戒血脈不可然、故被破已後當時被定、^{或人持此本不、惣付仏法世間有密談之次、有如上之商量也、}

受戒叩戸事、九拜事、後对教授拜事

同六日、夜参有二談之次、義介咨問云、義介先年同一類之法内所談云、於仏法中諸惡莫作、諸善奉行、故仏法中諸惡元年莫^{来乎}作、故一切行皆修善也、所以挙手動足一切所作、凡一切諸法生起皆仏法、云云、此見正見乎、

和尚答云、先師門徒中有起此邪見之一類、故在世之時義絶畢、被放門徒明白也、依立此邪義也、若欲慕先師仏法之輩、不可共語同坐、是則先師遺誡也、義介重云、建長五年七月八日、先師大和尚示義介云、今生於如来仏法雖有未明知之処千万端、於仏法一切不起邪見、正是依法耶正信、^{取イ}其趣者、只如日比所談一切無有異義、可被存其旨、云云、其時俗候御前同聴御坐、若如一

類見解、實可違先師佛法故、故字不審示白、其時更等我同聞之、誠其時仰不可虛設、仍取信也、

又義介云、先日煩請參拜、所恐千萬端、然而義介忝參先師席末、送十余歲、然先年重發心、雖自勵參學惜時光、顧身不肖可問不問可學不學、雖期拜問於先途不慮遇円寂、一身之為恨矣、雖然義介同學兄弟之數、独殘畱住等輩之中久聞開示、所繇為人天開演、為雲水談尽如是、先師說法義介會不会且置、聞悉聞之、此外先師屋裡有什麼法、生死事大、無常迅速、光陰速過、伏望和尚、慈悲開示、

堂頭和尚示云、誠為法眷上、鑒師嫡弟也、□焉聞遺囑之狀、因緣非一、況又於^{互力}□為院門旧衆、參學先達、當時無齊肩、向後々來之為師故、内心尤為重、故尋常牙相雖可燒香禮拜、不得便宜歟、默止而已、然言來始燒香禮拜畢、尤為悅、雖可還礼其寮不便宜、仍略之、然殊參^{互力}□子細、心中所作起動、有如是尋、尤為喜矣、某甲改旧見參先師會已及廿余年、被許堂奥、咨問參學勝于他人皆知之、雖然性元愚鈍而所失落尤多矣、誠雖所不聞佗之聞、無所聞佗之不聞、然於佛法者、大意同全無内外、如於衆中開示、

先師常示云、若於佛法存内外者、諸天聖衆定聞食、又墮虛妄罪孔、唯秘事口決、未為佗之諸者、所謂住持心術、寺院作法、乃至嗣書相伝次第、授菩薩戒作法、如是等事也、是等非伝法人輒不伝、々々、然如是等事、懷一某甲一人伝之、此等条、又先日如、於佛法一切無私也、内外之有無只合府大小兩乘伝持祖師、若如

中世曹洞宗切紙の分類試論(田) (石川)

違仏教者、全非仏祖教、此等趣、先師訓訣也、只汝見聞、義介云、被示云所談之外、全不可有異御趣之条、尤可然矣、又示云、如^{不審々々}一類所談之趣、全不見人更也、唯依時學隨身自有違佛法者、^{不審々々}慙^{不審々々}之七、

義介云、先師佛法縱令雖一類之所談、先師已如是說為邪見、云云、知存此見之輩、皆可邪見、況体達諸法実相、豈超如来、然而如来自精進、教弟子精進、故佛法只可此趣歟、和尚、応諾々々、

和尚示云、先師云、我專習道心、而道心最真実者、^{本齋字}濟度衆生佛法弘通也、心中隨事似有表裡、然而不失本意、云云、

九、共北、^{俵本寫}六、^{對上依本}東西、三、^{對膝掛袈裟肩進退同}臂、香事

紅白二重事、合血事

同十三日、初夜之後於御影前拜見書事

先安書於棹上、他番三、開香九、義介香九、如法拜見、九尺々々、収他番三、

仏祖命脈証契即通〇〇通、

同七日、已時坐禪中、先師大悟因緣、依身心脱落話聊^{得方}同力、坐

禪罷參方丈拜云、義介今日、

先師道依身心脱落聊有省、

和尚云、好々、會什麼、

義介云、會脱落身心、

和尚云、意旨如何、

義介、將謂胡鬚赤、更有赤鬚胡、

和尚云、身心許多中、可有如是身心也、云云、義介礼拝退、

建長七年二月二日、参次雜談次、義介云、発心已後又発心四五
卜、信仏法而志求仏未休、雖然於仏法真実取正信必有其期歟、
其所以、於先師会所聞法、此一兩年稽古之、皆是雖所聞于先師、
当初与而今異、所謂異者、先師弘通仏法者、今叢林作法進退、
正是雖聞仏儀仏法、内心私存、此外真実仏法定在之、然近比改
此見、今叢林作法威儀等此則真実仏法知也、縦此外仏祖仏法無
量ト云トモ、此等皆一色^{歟不審}仏法也、今日仏威儀、挙手動足之外、
別不可有法性甚深之理、此旨真実取信矣、

和尚示云、先師仏法真実如是、你已如是者、不疑先師仏法、古
人之、今日已後不疑着天下人舌頭、你亦復如是、
仏各三、祖師等拝事、

菩薩○比丘

某甲 年 月 日 ○

十三日、子時、疊置事、

請和尚、坐、

焼九 不答 後一、

生死事大

拝請仏祖命脈、欲為仏祖新師、

和尚慈悲、哀愍聽許

火、化九同 ○○ 膝、

六〇 ○掛袈裟有作法

摩三反、擎云如来々々々子子玆来今授云々、護持勿令断仏種、

三互返受、取払開如法々々、

掛去、三答、疊体下事、 出、

示曰、此条至今不相違、非人力勵歟、仏祖冥助也、子細多般也、

今日如是事不等閑、是又偏先師冥薰歟、上洛之時被就御^{云ルカ}留守之

時、皆有子細、又先師尋常被挙化之上、是非之中云、於你本師

有見人之眼、然許於汝而為嫡嗣、又参我会着直禊以来、于今

無放逸聞、又雖其兄弟多、実^ニ是仏法者也、其神際有拔群之志

氣、不似玄明等、當時依^レ夏^ニ野^ニ院門例也、於彼身非非不覺、或依

事物伊羅、或依師方、此沙汰、又壯年時、非例之 眼聞耳之沙汰

事、若時習也、於仏法発心已後全不退^レ今、左々非無、非可指人

点、於身合加禁無、云云、常如是被示、誠先師多年見你、如是被

示、真実於仏法有通路歟、今日無相違遂此事、尤随喜、云云、

十四日、粥了示曰、我身命不定、雖然今日已後縦雖有何^レ夏^ニ非恨、

免我已断仏種之罪、縦我雖嗣此法、不得其人^ノ今如断絶、生々恨

也、然得你遂此事、我願已成就、若向後得人之時、縦雖多少人

可与書、不可見本如是、汝以本可附、

嫡嗣受戒之時、先受戒比丘尼可為比丘比丘尼參頭可然歟、

示云、伝法已後不出世、恐断仏種歟、

有時示云、伝法已後、附子不具威儀、先師云、我在天童伝法已後、有時參方丈、と不具威儀之次、示云、伝法已後故尔也、云云、此於外人雖若小師若親族不然也、

先師授附法沙汰已後如是、又以前付不具威儀也、尋常真如是、
不審

門家親門師子也、余人不然也、

示曰、国王授戒之時為戒師事、

拜時事、教授座事、座設事、

此記録、將先師寒岩和尚親筆之本伝写之、先師示寂之時、常賢首座侍香、收拾先師自筆戒儀并自筆宝慶記及此記録、一生護持之、大智、於大慈寺瑞華菴、拜請此本伝写已畢、

皆嘉曆元年丙寅十月十二日

ここに展開される師資附法伝授の内容は、儀礼的なものから宗旨の根幹に関わるものまで含まれており、ここでは儀礼的な面にのみ限定して取り上げるを得ないが、既に指摘した「国王授戒作法」に関する記載をはじめ、嗣書とともに袈裟を伝える問題や、道元に大悟があったとする前提等、他にも再検討が迫まられている課題があり、史料批判がなされなければならぬことは必至である。特に、

(建長七年二月)十四日、粥了りて示して曰く、我が身命定ま

中世曹洞宗切紙の分類試論(四) (石川)

らず、然りと雖も同日已後は、縦い何事か有りと雖も恨みに非ず。我れ已に仏種を断ずるの罪を免る。縦い我れ此の法を嗣ぐと雖も、其の人を得ざれば断絶せるが如し、生々の恨みなり。然るに你を得て此の事を遂ぐ、我が願ひ已に成就せり。若し向後、人を得るの時、縦い多少の人なりと雖も、書を与うべし、本を見るべからざることは是の如し、汝には本を以て附すべし。

とあるのは、意味不明な部分も多いが、いわば附法状とも言えるものであり、果して道元示寂直後の永平寺僧団にこうした伝統が成立していたかどうかは疑問である。袈裟伝授の伝統は中国に由来し、『正法眼蔵』「伝衣」などからもあるいは演繹的に導き出せるかもしれないが、道元は如浄より衣を伝えたとはい言もいっておらず、道元の主張は釈迦牟尼仏に直結する伝衣の相伝ということである。「断仏種」の危惧についても、大陽・投子の代付の問題が表面化して以後に顕在化した問題と見てよく、それは『伝光録』出現以後の課題であったと言ってもよい。面授附法を強調するのは道元の立場であるが、『正法眼蔵』「面授」には、「たとひ嗣法すべくは、無量劫ののちなりとも嗣法すべし。嗣法すべからざらんは、半日たりとも須臾なりとも嗣法すべからず」と言う如く、決して機械的面授の当て嵌めでないことは明らかである。印可状や附法状をともなう嗣法伝授は、切紙伝授の問題とも関連する課題で、曹洞宗に印可証明の伝統はないが、これに代るもの

が切紙の相承で、内容的に「印可証明」と見なしてよいものも見られる。『御遺言記録』については、さらに関連する箇所でも触れることにして、ここでは曹洞宗における「印可状」とも言い得る附法関係の切紙をまず紹介しておく。

まず、嗣法相統に先立って行われる、室内参禅の透過を証明する切紙であるが、中国においても悟境を偈頌に作って師に示し、師はその証明をやはり偈頌にして示す投機(トウキ)の伝統があったが、師が弟子の参禅了畢(参禅)を証明する切紙の例として、香林寺所蔵、寛永十年(一六三三)同寺十一世大機是尊(一六四三)が弟子の罷参(ハサン)を頌した「罷参之切紙」を掲げる。これによって証明されたのが誰かは記されていないが、同寺に伝えられていることから推測するなら、十二世覺外良円(一六六四)ということになろう。

(端裏) 罷参之切紙

罷参之頌

截断葛藤禅、

寒雲自在眠、

尊算兼雪月、

一は家伝、

(寛) 永十六卯十月吉辰

大機叟

また参禅了畢の事実のみを記す切紙としては、埼玉県正竜寺所蔵、天正十九年(一五九二)四月、同寺五世繁室良栄(一六〇二)より玄悦に付与された「参禅了畢状(仮題)」は次のようなものである。

〔参禅了畢状〕

無極門徒之中、

泰叟一派之参禅

了畢、此上之儀、

老僧隨身孝順者、

可為法嗣者也、

仍如件、

前総持繁室(花押)

維時天正拾九年^{辛卯}卯月吉日

附与玄悦禅伯江

この了畢状は、通幻派の中の無極慧徹系泰叟門派の室内透過を証明する印可状ともいうべきもので、切紙としての普遍性を具えたものとは言えないかもしれないが、むしろ切紙とは発生的にはこうした個人から個人へ附与された私的文書であり、これが形式化したものと考えるべきであろう。そしてこの室内透過の証明はさらに、派内伝承の門参(夜参)資料

の相伝という意味に展開する。次にそうした事例を示す、永光寺所蔵、元和八年（一六二二）永光寺澗叟太汲相伝の「後鑑之一紙（写し）」、正龍寺所蔵、同寺七世白峯龍雪所持、寛永十一年（一六三四）清泉寺七世清翁全吉より龍幢なる者に附与された「伝授後堪忍判」、さらには門参の明細を記した例として、三重県広泰寺所蔵、寛文七年（一六七七）二月、同寺十世覚山鉄齋（一七〇五）より寒察なるものに附与された、太源派の参話目録「伝授八則之目録」の三種をまとめて掲げる。

（端裏）

後鑑之一紙

一枚紙可書者也

後鑑之一紙

当寺永於^ニ可^レ有^ニ堪忍^ハ、開山以来相伝、問^{マツ}参^{マツ}、并伝来数百通、切紙等、不^メニ一物遺^ノ可^レ令^ム伝附^ニ者也、仍為後日一筆如件、

皆元和八戌八月廿八日

洞谷永光澗叟判

（永光寺所蔵）

（端裏） 伝授後堪忍判

七代

相統 誰 夜参

（三三印） 於于清泉寺丈室、云、

（三三印） 宗門之一大事是也、

中世曹洞宗切紙の分類試論(五)（石川）

畢竟欲堪忍随主、

猶三年不可去、

前総持清泉七世清翁全吉叟（花押）

皆寛永拾一年^{壬戌}菊月如意日

伝附 龍幢禪人

（埼玉鼎正竜寺所蔵）

○伝授八則之目録

（三三印）

大徹 三契之大夏

○大悟 格外一句 後之大死底 悟上参

格外承当 悟上鉄枷

○投機 発明 三箇大夏

位裡速物

悟明 三更参

命脈語 大夏相統 無念三大夏

相承 一心大夏同判形 合封大夏

○伝授 血脈相伝 血脈不断 伝灯参

鉄看 資師貴札

証明

妙中回互 白衣三拝 白衣形躰

○印可

○摩頂

摩頂之参 行履 大夏畢竟

摩頂守護眼 獅子翻的眼 主之眼

○自家

地絹之参 嗣書地一筆 血脈之次第

釘之参 可訓

中世曹洞宗切紙の分類試論(四) (石川)

空塵血脈同参 法恩之札

○訓訣 頂上一中十位 向上之参

主之居所 総目録

嗣書相統

九十七箇之円相

○訓訣始終 不議上之大夏

錦囊之宝物

最極無上之図

寛文七丁二月吉日

広泰現住

(印) 鉄齋 (花押)

○宗芝○大空○賢仲、今附与寒察和尚

(三重県広泰寺所蔵)

またこれらのうち、「後鑑之一紙」に関わる切紙として、

同じく永光寺所蔵、寛永八年(一六三一)潤叟太汲より久外呑良に対し、珠巖派所伝に関わる法宝が譲与されたことを証する「附法状(仮題)」切紙があるので、これも紹介しておく。この二通の切紙の存在は、潤叟太汲と久外呑良の間における切紙伝授は附法に先立って行われたもので、参禅了畢や切紙伝授と附法嗣書伝授の儀礼は、かならずしも同時進行ではなかったことを思わせ、この問題は「堪忍切紙」や「山居切紙」にも関連してくる。

〔付法状〕

譲与

娘良長老記

右珠巖派殘処一事悉成就畢、永擁護三宝、勿令永平宗風遺

一八四

墜弘通尽未来際、断絶、以爲予報恩矣、仍如件、

前住当山比丘太汲(花押)

于時寛永八年初夏如意吉日

これら室内参禅に関わる種々の切紙は、ある意味では嗣法の前提となる印可状であるが、さらに悟道を証明した上で、具体的に嗣法の約束を記した切紙が「堪忍之判」「伝授堪忍切紙」等と呼ばれる切紙で、その一例として、永光寺所蔵、慶安元年(一六四八)呑良より林松に附与された「堪忍之判」を掲げる。

(端裏) 堪忍之判

堪忍之判

夫雖到無上大覚之田地、馳書未到家始終遂堪忍者、永平門下長嫡、可伝附当山宗風者也、仍爲後証如件、

峯慶安元子季南呂十五日良辰

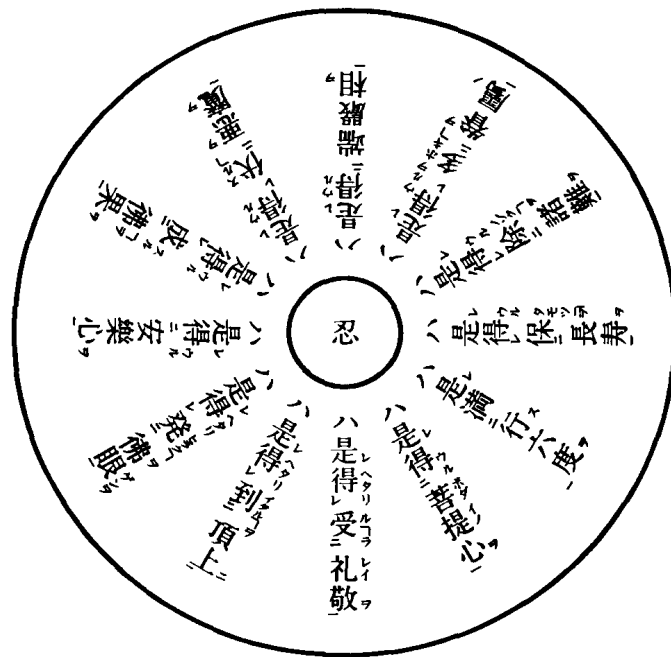
洞谷山永光護国禅寺呑良(花押)

林松長老江

さらにこの「堪忍」に関する口訣として、永光寺所蔵、呑良が寛永元年(一六二四)に書写した「忍字之大事」も紹介しておく。大事とはやはりここでは図による呈示を意味する。

(端裏) 忍字之大事

知識龜鑑是也



山谷云、我自_ニ幼少_ニ提_ニ四韻_ハ、有_レ人問云、四韻何乎、答云、忍
默平直、

自頌云

百戰百勝不_レ如_ニ一忍_ハ、
万言万答不_レ如_ニ一默_ハ、
無_レ応_ニ揀択_ハ眼界平、

中世曹洞宗切紙の分類試論(出)(石川)

不_レ藏_ニ秋毫_ハ心地直、
大師釈尊此忍、一字深保玉ヘル、故成_ニ妙覺_ハ、故教中忍_ニ一字簡
要_ハ說玉ヘリ、忍是万法頂上也、忍心_ハ刃_ハ書也、堪忍精ガ簡要
也、

皆寛永元年_{甲子}孟春吉日 知識一大事切紙也、

其後於洞谷永光重書之

永光現住久外吞良(花押)

嗣法伝授の証明としては、室内参禅の了畢以外に、『仏祖
正伝菩薩戒作法』の伝授証、伝衣の附授証という形式によっ
てもなされる。愛知県西明寺所蔵の『伝戒附法書(仮題)』は、
同寺開山太素省淳(一四九七)が、文明十八年(一四八六)
に師の芝岡宗田(一五〇〇)より伝授されていた『菩薩戒
作法』を、遷化直前の明応六年(一四九七)八月四日、弟子
の同寺二世機外了禅に附与したもので、附法相承が完了して
いることを前提とする次のようなものである。

〔伝戒附法書〕

日本文明十八年_{丙午}六月二十日

前龍沢田和尚示省淳玄、仏戒者宗門之大夏也、靈山少林曹溪臨
濟芙蓉天童東林建仁永平、皆附嫡嗣、從如来嫡々相承到吾、伝
附既畢、附法弟子省淳令附了禅、

于時明応六年_{丁巳}八月四日

中世曹洞宗切紙の分類試論(四) (石川)

(花押)

また、神奈川県香林寺所蔵「伝授了畢」切紙も、やはり『菩薩戒作法』の伝授に関する切紙と見られ、寛永六年(一六二九)、海蔵寺十三世文苗より長円に伝附することを証した切紙をそのまま用いて、香林寺十六世髓岩千紹(一七二四)より十七世悦翁惠禅(一七五六)に伝授されたもので、『菩薩戒作法』に附して伝えられたものと見られる。

(端裏) 伝授了畢

日本寛永六_{己巳}年林鐘廿八日

靈山七十世前永平最乗現住兼海蔵十三世文苗和尚、示長円云、

仏戒者宗門之大事也、

靈山少林曹溪洞山臨濟芙蓉天童建仁永平、皆附嫡嗣從如来嫡々

相承而至吾伝附既畢、今授附法弟子長円、

海蔵十三世苗和尚、示長円云、仏祖命脈証契即通、如今長円証

契即通也、

髓岩叟(花押)

与惠禅

于時寛永六_{己巳}年六月廿八日

(三宝印)

裔南(花押)
(三三印)

伝衣附法の切紙については、まず正竜寺所蔵、慶長十年

(一六〇五)越生龍穩寺十四世大鐘良賀(一六一四)より、

正竜寺六世大久寅碩に伝えられた「夜半伝授法」を紹介しておく。

(端裏) 六代

夜半伝授法

子之時当正、正者中、中者心也、

袈裟者是表_{イッハ}心衣也、

故云以心伝心也、

釈迦牟尼仏遺戒之偈云、

如法修行

正億念

皆是仏子云々、

正億念者夜半_{トイッハ}心也、故夜半_{ニハ}言_ハレ伝、

慶長十年乙五月三日

此事千仏之護持処、曩祖之伝来所、

良賀(花押)

付与寅碩

この切紙に「夜半」の語が冠せられるのは、六祖慧能が五祖弘忍より夜半秘かに衣法を伝えられて九江の駅まで送られた故事によるもので、後に問題にする嗣書伝授の作法が夜半に行われるのもこれに由来し、すでに見た『御遺言記録』にも、「建長六年_{寅甲}十二月廿三日、初夜已後於方丈見聞嗣書伝法事記六、云云」とあるのとも軌を一にしている。正竜寺所

藏の「夜半伝授法」とほぼ同内容のものであるが、香林寺所蔵、元和九年（一六二三）舜和尚所伝の「夜半伝衣切紙」も併せ紹介しておく。

（端裏）夜半伝衣切紙

夜半伝衣切紙

子之時当正、正者中、々者心、袈裟者表心衣也、

故云、以心伝心、（印）

釈迦牟尼仏遺戒偈曰、

如法修行、正憶念、

皆是仏子云々、正憶念者夜半心也、

故、夜半言伝、

此夏千仏護持所、曩祖伝来所、今我授汝、々從今身至仏身、能護持給、

伝衣句、大千刹界一袈裟、○袈裟心也、

遍界曇華香鬘々、○花心花也、

于時元和九癸亥菊月吉日

（印）舜和尚在判

なお、以上の附法の約束をする証明書性格を有する切紙と同様に、参禅了畢の証明でありながら、さらに悟後の修行を課することを明確に記する切紙として触れておかなければ

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

ならないのが、「山居切紙」「山居判形」の名で呼ばれる切紙である。これが参禅了畢を証する文書であることは、広泰寺所蔵、明暦二年（一六五六）養巖明より寒察に付与した。「山居一派当的之旨、参禅了畢」および、「山居赦面故夏」によって知られる。

（端裏）山居一派当的之旨

参禅了畢

山居之

参禅了畢

寒察首座

于時明暦二丙申年仲春吉日

付与 寒察

前総持保寿現住養巖明（印）

（端裏）山居赦面故夏

山居赦面在口伝之

居参者自跏古則可問、那時徹底双対向去适置也、位裏点側、裏頭去来者、不為問也、其上嗣書斗布戒法者、不添同切紙不渡、依判者人是也、人而亦非人、云云、

于時明暦二丙申年仲春吉日

資不渡指南

付与寒察

前総持保寿現住養巖明 (印)

特に「山居赦面故夏」の切紙は、参禪了畢は許すが、嗣法はまだ行わないことを暗示している。この切紙では了畢後の具體的な身の処し方は規定されていないが、「山居切紙」は通常それらの規定を簡条書にして附与するもので、その内容は殆んど同趣旨であるが、次に多少文言の異なる「山居切紙」を二通紹介しておく。その一は、永光寺所蔵、寛永八年(一六三一) 呑良所伝のもので、他は広泰寺所蔵、寛永十七年(一六四〇) 海眼院融山より英刹に伝授されたものである。

(端裏) 山居之切紙

山居之切紙

夫山居者、先却^{トイッハ}ニ浮^フ惑^{ワク}五濁^{シヨクノ}之財^ツ珍^ツ、不^ニ男^ヲ女^ヲ魔^マ魅^セ、遠^ニ離^リ人^ヲ倫^ヲ、不^レ望^ミ曾^テ出^タ世^ニ、唯^ダ無^ニ我^ニ而^{シテ}、專^ニ行^フ慈^ニ悲^ニ、守^リ禁^ニ戒^ニ、撓^{ヘイ}弘^ニ流^ニ轉^ニ、縛^{スバ}不^レ為^{ナラ}ニ二六時中生死透脱旨簡要者、争^{イカ}得^{カヘ}到^{シタル}ニ大涅槃^ニ乎、

一書条々

- 一、堅^{カク}不^レ可^レ唱^ツニ法^フ語^ノ之事^{コト}、
- 一、曾^{カウ}不^レ可^レ箸^ツニ色^{シヨク}衣^エ之事^{コト}、
- 一、不^レ可^レ教^{ケス}ニ化^{ケス}愚^ノ凡^ノ之事^{コト}、
- 一、曾^{カウ}不^レ可^レ起^ツニ慢^マ心^{シン}之事^{コト}、
- 一、堅^{カク}不^レ可^レ取^ルニ兒^ニ孫^ノ之事^{コト}、

為後証仍如件、

皆寛永八^辛未^未祀林鐘吉鳥

洞谷山永光現住久外嬭良 (花押)

(永光寺所蔵)

(端裏) 山居切紙

仏祖正伝山居切紙

夫山居者、去浮世離人倫出世之本懷、不^レ之、唯以後生為本[□]生死輪回二六時中透達之旨為肝腰者如何成涅槃乎、

一書条々

- 一、不可着紫衣之夏、
- 一、不可出凡夫血脈夏、
- 一、不可取兒孫之夏、

但此旨如件、

于時寛永十七年季三月吉日

与英刹畢

金龍山海眼院住持融山叟

(印) (印)

(広泰寺所蔵)

山居とは文字通りには深山幽谷での韜晦修行のことであるが、ここではあくまでも理念的なもので、簡条書きにされた内容は、色衣を着して人に法を説き血脈を渡すことを禁じた

もので、具体的にいえば住持となり法幢を建てることを禁止したと理解してよい。児孫を取ることは弟子を養成する意味で、やはり建法幢に関わる。これが何を意図したものかは、「不可起慢心」の語に明らかで、やはり悟後の修行を勧めるものであろうが、呑良が寛永二年（一六二五）書写伝受した、「山居切紙」の「参」ともいうべき、永光寺所蔵の「山居嗣書之内之大事」⁽²⁰⁾によれば、

山居嗣書之内之大事

此心ヨリ六識善悪無量、夏ワ起也、愚痴心ナレバ畜生道ニ墮也、極テ愚痴ナルワ善悪是非ヲ辨ザル故ニ畜生ニ

心

同ジキ也、貪欲虚妄心ナレバ姪欲界ニ墮シテ、悪業日

々ニ増減シテ無間奈落ニ墮シテ、無量苦ヲ受也、心口意十過ノ罪業ニホダサレテ十惡ヲ作バ、餓鬼道ニ墮シテ飲食叶難也、慎悲愼多レバ八幡地獄ノ焰ト作、修羅ノ苦ヲ受テ已ト我身ヲ害スル也、直撓畜生ナレトモ、発心求道ノ心在、五戒ヲ持バ人間道ニ出生シテ仏体ヲ受也、人間ト生テモ悪業心ヲ離レザレバ、亦元ノ畜生道ニ墮スル也、善根ヲ本トシ正直正路ニシテ惡心ヲ離レバ、天人ノ果ヲ受也、十二因縁ヲ極テ教法ヲ好修レバ、エンガク乗ノ果ニ至ル也、真諦俗諦假諦空諦ノ四諦ヲ諦ニ悟テ戒行ヲ修シヌレバ、セウモン乗ニイタル也、慈悲心ヲ專ニスレバ菩薩ト作テ菩提ヲ得、生滅ノ相ヲ離レ、生死ノ流点ヲ免レテ涅槃ニ住セザルガ故ヘニ自由自在也、受ニ仏相、戒行ヲ能ク持

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

テ貪欲慎悲、惡心ヲ脱テ大乘、戒行ヲ持、万般著セザル故ニ念ヲ繼サル也、二念ヲ繼サレハ仏果ヲ得也、何モ此心ヲ所在也、一心ノ向羊因也、

快門頌云、深山落葉是蒲団、捱得身形如梅臙、先徳ト云ワ快門ノコト、師云、深山、拳、世間塵ニ染子バ常行李ガ深山デ走、師云、落葉——因ヲ、拳ス、衣衫ニ望ミナケレバ落葉カ蒲団禪衣デ走、師云、捱得身——如ヲ、拳、浮世ノ是非纏、カ肉重ヲデ走、師云、句ヲ、枯木——三——无ニ暖氣、心、深山裡ノ栖居トミレバ枯木也、落葉ガ蒲団トミレバ暖氣ヲ無イゾ、暖氣ト云ワ是非話会不淨ヲヨ、身形ヲ捱得トワ、我が身ヲ能々カラシテ皮肉一点モ无梅臙如ナ時、山居未分当人也、梅突トヤセタ呈ニライカ深者也、人世ノ皮肉ヲ去テカラリット作タ時、深山裡山居当人也、当人ノ時修行ノ暗香深ト也

心意	火
水土	

心	觀音
大日	火
釈迦	土
水	

三仏心、三点也

地獄定ヲ、代、□□ガ地獄デ走、師云、入り羊ヲ、代、生下ノ端的デ走、師云、破羊ヲ、躍倒放身、句ヲ、心灯滅却、火自冷、□□地獄トテ外ニ无シ、吾ガ三寸胸間ガ地獄也、惡業慎悲ニフケツテ迷則ンバ地獄也、愚心ヲ点ジテ聖ニ入テ、仏祖骨髓ニ通ジテ悟ヲ得則バ胸上ガ即チ仏土界也、大安樂ノ淨土也、心意水此図ワ、四生一体、四智一般ノ図也、心ワ本体、意影也、意心ノ道筋ヲ分間、心ノ臣下也、意ノ計ヲ以テ本心ヲ悟也、意ヲ

以テ是非ヲ辨ズル故、意字ヲ音心ト書也、音ヲヲトコヘヒマキ、□ノ分□シヲ見レバ、六二日心ト書也、一トハ根本ナリ、心ヲ意伴テ万般ニ移テ、亦心ニ帰也、心ヨリ三人畜ト分也、呈ニ地獄天堂仏衆生隔テ无、我ガ一心ノ向羊ニ仍テ地獄墮シ仏土ニ生ズル也、

一大事ノ旨子也、可秘々々、

山居トハ山ニ居、山ヲ元来不動不変也、居ワ戸レ古ト書也、根本元来未分ニ淵底スル則ンバ、古ノ戸デ、人門業苦界墮セヌト、山居ハ不出世也、魔魅ヲ作、人家ヲタブラカスヲ簡要第一ニ嫌フ也、人世ヲ去テ深山入テ居ベシ、出世ノ望ミ曾テナラズ、死人ヲ引導セズ、続松ヲ不可取、児孫ヲ不可取、衆生ヲ教化セズ、自利ノ法ヲ具シテ漸我ガ身斗ヲ利テ、利他ノ法ヲ修セズ、然レドモ即今善根慈悲ニ趣テ、亡者ノ為ニ時齋ヲ施バ、齋ニ趣テ此参禅ヲ胸ニ於イテ、真実ニ経咒ヲ誦シテ月忌ヲ受ベキ也、齋ヲ受ハ亡者ヲ利為、肉身ヲ保為、心命ヲ継為也、アナガチ魔魅ニアルベカラズ、

大事々々、一透之参也、

山居一透之参、此外賓処古則望次第也、鉄鉢ノ切紙ヲ添テ出ス也、心ハ、時齋月忌ヲ受ケサセン為メ也、

于時慶長十八年_二拜問了テ、其後林泉寺ニテ、寛永貳_五年、首頂、時書之畢、

嫺良(花押)

とあり、惡道に墮することを避けるためにしきりに戒行の実

踐が説かれる。その要因として想定されているのが、「魔魅ヲ作、人家ヲタブラカスヲ簡要第一ニ嫌フ也」とあるように、大事を了畢したからといっても、誤って法を説くことを危惧したもので、建法懂の師たるにふさわしい人格を形成するための時期ということになる。したがってこの期間には、「死人ヲ引導セズ」「衆生ヲ教化セズ」に、「我ガ身斗ヲ利テ、利他ノ法ヲ修セズ」ということになる。ただし「肉身ヲ保為」「心命ヲ継為」に齋に赴くことだけは許されるということになる。

この切紙の趣旨が果してどれだけ徹底されたかは推測の域を出ないが、戦国末から近世にかけての法度類に、「山居判形」のみで勝手に法幢を建て人々を教化することを禁止する条文が見られ、前述のような危惧が現実のものであったことが知られる。このことは同時に、大事了畢と嗣法相統は必ずしも同時に成立するものではなかったことの証左ともなっている。すなわち、元龜元年(一五七〇)武田領国内の六箇寺の住職が傘連判によって十一箇条の法度を制しているが、その一つに、

一、山居判之事、

右明究自己躬下事、尋入巒山深更深処尽一、平生永厭落名字、人間要只生死切、然違背先師一言、化度村里男女、犯諸仏教戒、剩令子孫相紹、立法幢招往來說禪說道、恰如学猿猴

人相似、

『曹洞宗古文書』上、二〇七頁）

とあり、また、近世の例としては、寛永六年（一六二九）八月十三日、総持寺五院の連署で出された「扶桑國中曹洞宗諸寺庵法度之事」にも、

一、御朱印之表相違之於有禅侶者、宗門令擯罰其国司へ理、（中略）殊仁山居之御判形計二而唱法証事、違先規之掟条、若不応茲旨輩者、師弟共為永擯事、

（『興聖寺文書』一、一二頁）

とあるごとくである。

ところで、嗣法相統は大事（参禅）了畢を前提とすることは、中世の室内参禅修行を中心とする禅界にあっては当然のことである。しかしこれが必ずしも同時に成立するとは限らないことも前述した通りであるが、「山居嗣書之内之大事」という切紙の標題にも示されるように、嗣書と同時に相伝されることもあり得ることを暗示している。むしろ切紙成立の歴史からは、早い時期ほど切紙や門参類の相伝がそのまま嗣法相統と見られていたとも言いうる。駒沢大学図書館所蔵、寛永十九年（一六四二）書写の冊子本『室中切紙には、永正十三年（一五一六）十二月十三日の年記を有する。「嗣書諸目錄之切紙」が引用されており、それは、

○嗣書諸目錄之切紙

- ・梅絹 二切
- ・国王授戒作法 一枚紙也
- ・菩薩戒作法 長統之紙也
- ・受師命時椅子作法 一枚紙也
- ・戒法伝授作法 一枚紙也
- ・自家訓訣
- ・龍天授戒作法 一枚紙也
- ・柴西訳文 一枚紙也
- ・達磨一心戒作法 一枚紙也
- ・応量器 梅絹一尺四方一切以上
嗣書ノ内ノ数十六様
- ・仏祖正法眼蔵血脈 一枚也
- ・没後授戒作法 一枚也
- ・嗣法論作法 一枚也
- ・印形図 一枚也
- ・空塵書 三枚統紙也
- ・永平仏祖正伝受経儀軌 一枚也
- ・臨済下血脈 一枚也
- ・無極授二月江二記文 長統紙也
- ・夜参之図 三枚統ノ紙也
- ・三老普所大夏肝要句儀 一枚也
- ・嗣書卷 一冊
- ・曹洞合血本則 一冊

中世曹洞宗切紙の分類試論(三) (石川)

一九二

・普門品相承之次第 一冊

〳三位之次第并月両箇伝 二枚也

〳如浄老師授道元和尚儀軌

〳夜参廿八透 一冊、此内一透ハ秘極也

〳梅絹嗣書卷 一冊

〳十八般 抄共二冊

〳続物卅一様 本二冊

〳小参之秘訣 一冊

〳夜参出標榜 天如節田相承次第朝参計謹共ニ

宗門一大事因縁禪相伝附既畢、

永正十三歳丙子極月十三日夜半

宗門一大事不遺一物正忠伝既畢

天文二季癸巳十月廿七日夜半

於最乗金剛寿院

宗門一大事不遺一物宗長伝附既畢、此外伝授之参、敵換十六則
最秘極也、若流布他見輩者、瞎却正法眼、縮却命者也、

日本天文廿年辛亥

今寛永十歳癸酉九月吉日

哲江附属之次第」を掲げると、

(端裏)

通十哲江附属之次第

末山用

通幻寂霊大和尚十哲江附属之次第

教授戒文 大儀軌 小儀軌 血脈嗣書卷 曇変 自佗両家訓訣

梅華卷 遠思集 曹山録 十哲トモニ度ル分也

了菴命和尚江夜参 石屋真和尚江看後不見

一溪和尚江根脚七道 普濟善和尚江五葉集秘注

不見和尚江牢関録 天真性和尚江三十四話

天膺和尚江六句秘注 天徳和尚江雪辛吟

量外和尚江智不到秘訣 芳菴和尚江山雲海月

家々之重代也、純モツヘ可用之也

皆元和七年八月吉日

宗江比丘東察明(花押)

附与嬖良畢

というもので、二十数種の切紙類や『菩薩戒作法』関係文
書、嗣書、門参類が相伝されていることが知られる。⁽²¹⁾また、
「通幻寂霊大和尚十哲江附属之次第」と題される切紙がある
が、永光寺所蔵、元和七年(一六二二)久外吞良所伝の「^{道十}幻十

というもので、十哲にはそれぞれ門参類を中心に相伝されて
いるが、共通のものは各種切紙・血脈・嗣書・教授戒文等
で、やはり嗣法相統と見なしてよい相承物と言えよう。さら
に、『室中切紙』にも著録されている「無極授二月江記文」
は、美濃補陀寺の無極慧徹の会下にあった月江正文が関東に
赴くに除して、師の無極から示された旨訣とされるもので、
切紙資料としては比較的古いものが残存する。永光寺所蔵、

伝授者不明（他に同筆の切紙があり、大永頃の筆写）のものを次に見てみる。

〔無極授月江記文〕

月江正文首座欲下向坂東、辞無極惠徹和尚、夜半令入丈室、戒文伝書、卷伝授了而、重付語云、坂東於自門他門尊宿之隣保、坐如、有百戰場中、荷担吾宗旨、自他之莫受罵謗、一宗困密而、可為樞要一派洪分而、清濁混合淺深底淵、不容一眨眼、他柄杓一点不受、派脈到末代、長流而莫令断絶、弥以長養工夫、十二時中三昧王三昧、苟或向書籍、莫專一世辺、再会難期謂而涙流給、良絶待対久矣、然而留涙云、○先師無著和尚有謂、日本國中曹洞宗諸大和尚、関量懷胆、紫衣黄衣或受大主眼、坐層樓広殿、互應罵諸方、善知識、唯我独能足為師、自護雖立法幢、曹洞秘極法、十分之一不令會、吾先師祖翁無底和尚、愍無眼為人天導師、乃云、遙聞、天童雲外、雲岫和尚者、葉山再来、宏智正覺禪師六世之孫、為在世百十二年、浮世相送、後邁衲子、曹洞綱師、大唐日本無双也、予入唐而九月十日掛錫、就玄芳首座入室、請参訣、十日余無許其室、一日在客寮、打睡時、雲外和尚於中庭、以竹篦打童子、予走進、童子之背上重覆、師如揮関將軍秋水、作勢不眨眼、打三下踏躍云、日本小子的当、一句作麼生、予擬開口、師重驚頭蹴却云、童子、救得外国之小子、救不得、謂畢、飯方丈、予到最初、一句三年被斥鋒、再成平貧客、難行、一衣可携、無縁方、一水不甘、為道送光陰、純熟自然調殘軀、一十

中世曹洞宗切紙の分類試論(石川)

三歳之間、明証八種自己、八種智不到、八種那時那辺之譚訛妙訣、廿五種良久、十二種参之旨畢、欲皈朝一曉、師囑我云、日本人根器疎短而無堪忍之精、以三種根器可定其人、莫驚頭印可、亦不倚年多少、為実頭人、繫縛莫他家回首、此故古人云、不重其人、唯有其人、曹山不道麼、根基牢実血脈貫通、金鎖連環、相統不斷、又南岳讓和尚云、仏祖命脈莫論少年、依実正人扶起家門、馬祖二十九而印可、你皈朝、如斯選実頭人、綿密相統吾家、々々風細密、言行相応、道学書讀、旨趣之人思之見之被仰、自筆之十八般妙語并自家勲訣、伝給也、皈朝而九州薩摩赤幡山三年引籠、純精行業、打成一片、雖然如是、我猶未宗乘、更相酬在、承聞洞谷明峰禪師者曹山本寂禪師之再誕、宗門円極、訣旨為医法、正欲相看、出赤幡山移洞谷、就大智首座掛錫、其問答具行狀記出之、七年間不離明峰和尚之膝下、臘次量法界、不知其辺際、此故古人云、大海底深易弁、衲子法海難明、云云、奉蒙大智首座之指南、窮明峰之法海、猶於雲外和尚以細審也、五家七宗大叡収掌上、於日月明潔也、天童長蘆兩派之源脈、度量了、峩山明峰兄弟之要訣不及揚敷、一々伝来、鼻孔遼天、大宋日本無双、為師家之活法也、予曾八歳而登東林寺、為丫角童子、無着和尚之奉受養育、長專精、十四歳落髮受衣具戒、自十五歳到卅六歳迄、昼夜如影与形奉隨身、無着和尚之淵源証得大乘円極、向上爪牙法身種実、耳目熟而耳、你一々無円欠方隅、為大家棟梁、句々言々、無骨董、不遺授畢、今既罷参衲僧、然坂東下向自接取一ヶ半ヶ、本参次第如此、可得令

中世曹洞宗切紙の分類試論(五) (石川)

一九四

参透夏、死活当頭、一句子、転凡入聖、自己、々々転処、自己、不転、自己、醒処、自己目前、西墀之隔、自己目前一致、自己真照、淵源亮釐之功、迷、智不到、一句子、智不到之功、迷、清白円明、智不到、智不到、転処、智不到、不転、智不到、不転々々、智不到、異弁異眼功位、玄路、通処、那辺承当、那辺透過、那辺躰得、這裡行履、阿誰勘弁、那時三玄、勘弁、那時窮極、位裡転側、裡頭却参、偏正一致、目前、転側、外頭、却来、那辺退得、這裡行李、衲僧本分之行履、衲僧要活、衲僧活要、次第大概如是、於処々々類別可引合也、

○此外夜参旨訣、十二透^{ヨリハ}目録^ニ出^レ之、肯可参了、又云、你夜参作法可^ニ什麼^カ行^ハ也無、文答云、九透唯出、句以^ニ三可^ニ行申、云云、徹歡喜云、吾宗到^レ汝大興^レ世、了庵、宗果可^レ拔万家也、○養九拜、

月江は師の下を離れて関東に赴くのであるから、文字通り建法幢を前提とした問答であるが、ここで伝えられたものは五位の秘訣や夜参の旨訣ということになっている。もちろんこの記文が史実を伝えているかどうかは別の問題であるが、瑩山や峨山の頃より曹洞宗の宗旨の秘訣は五位にあるとされ、道元も如浄より洞山の『五位顯訣』を授けられたという逸話も作られるほど定着していた説である。したがって、こうした相承物の相伝がそのまま大事了畢の認可であり、建法幢・大衆為人の許可証明でもあり、「山居切紙」に見られる

ような状況は明らかに後世成立の伝統であったと見てよからう。これが江戸期にはさらに、大事了畢ということ的前提としない、いわゆる「未悟嗣法」の問題として出てくること⁽²²⁾も、ある意味では必然的な流れであったかもしれない。

附法状関係の切紙として最後に、前述した大陽・投子の代付の問題として出てくる、面授を前提としない附法の問題である。すなわち、日本においても奥州正法寺開創の無底良龍(二三三〇九二)と月泉良印(二三一九一四〇〇)の師資の、拜塔による子弟関係の成立の例があり、こうした状況に対処するための儀礼の口訣が「拜塔之儀式」切紙で、西明寺所藏、鉄山天牛(一六五四)所伝のものを紹介しておく。

(端裏) 拜塔之儀式

九品之浄土

上品上生釈迦牟尼真色地、上品中生無垢地阿弥陀如来、上品下生難垢地観音大士、中品上生善学地地藏菩薩、中品^(中脱カ)生明力地不動明王、中品下生無地薬王仏、下品上生真学地普賢大士、下品中生贤学地文殊大士、下品下生楽門地虚空蔵菩薩、

右是名^ニ大円境地^ニ也、宝蔵^ニ名^ニ之、左右つりチガエル也、亦九処、曼陀羅と云^フ在り、九処^ニ紅燭^ニ立^レ之、本語云、九枝灯^ニ尽^レ陰陽開、師弟礼了^ニ帰^ニ本処^ニ、鉄浮図^ニ下重相見、灯前^ニ花開後夜^ニ春、鉄浮夢^ニ奉在

破^レ五更曉、石人眼開壺中天、

賛^ニ大陽^ニ玄御影^ニ、浮山遠頌云、黒豹爛銀一騎此過^レ於^ニ二、木馬嘶^ニ

火中、私云、畢竟五位、心得可_レ在也、秘蜜_(ミツミツ)、故頌心ヲバアカサ
ヌ、大都心一大夏預リタル心尽也、死中得_レ活之心_ニト可_レ知、別
紙云、黒豹一火中、此頌心最第一ノ秘夏_ニ、一句爛銀蹄トハ、袈
裟四隅_ニ、亦黒豹トハ用心_ニ、三句一二大夏用心守護能加エ
テ、盜賊サワリモナクンバ、木馬火中嘶声可_レ有_ニ、是地木馬
投_レ火逢_レトモ不_レ可_レ燒ト也、

如_レ案大陽一大夏死中得活、洞家仏法死中得活シタル風情木馬火
中嘶ガ如シト大陽ホメテ賛シ玉ウ頌_ニト云云、依_テ拝塔之儀式、
浮山遠ヨリ取続キ、投子青_ニ附屬ス、從是也、可_レ秘々々、

諸珍(花押)

附天牛首座

附法の精神からいえば拝塔による嗣法相統はあくまでも便
法であり、参の内容からしても附会的儀礼として見なされた
ようで、この種の切紙は他に殆んど見出されない。ただしこ
れを便法であり附会的と見なすのは近世以降の面授を大前提
とする発想で、中世ではそれほど機械的には取り扱わなかつ
たはずで、伽藍法という相続法も広く機能したことは知られ
るところである。卍山道白等の宗統復古運動に対し、月泉の
拝塔嗣法をも是として伽藍法の立場から反撃した、正法寺定
山良光(一七三六)の『正法嫡伝獅子一吼集』には、むしろ
現実を踏まえた真摯な姿勢が感じられる。ただ中世切紙にお
いても、この種のものは他に例がなく、いわば室内参禅を中

中世曹洞宗切紙の分類試論(四)(石川)

心とした修行体系の中では、やはり師資の関係は、問答商量
などを通して確立される極めて具体的なものでなければなら
なかったことに主要な原因があると思われる。近世の宗統復
古運動は、室内参禅の代語禅も否定して江戸宗学を開華させ
たが、一面においてそれは極めて観念的で原則論的問題設定
に終止したと言ってもよい。

本稿で取り上げた切紙類は、室内関係のものとしてはむし
ろ、嗣法の意義や嗣法相統の前提となる事項に関わるものば
かりであった。次に、室内の具体的儀礼に関する切紙類を紹
介することにする。

※切紙資料としては、本稿以降で取り上げる室内関係のものが量
的にも最も多く、また比較的古い時期のものも遺存率も高い。前
回の「追善・葬送供養」の関係も前後四回の連載になってしまつ
たが、室内関係のものはこれ以上に分量的に多くなる計念があ
る。以下、嗣法伝授儀礼関係・室内三物関係・各種授戒関係の順
序で切紙資料を紹介していくことにする。

注

- (1) (3) 拙稿「中世曹洞宗切紙の分類試論(四)―叢林行事関係
を中心として(続)―」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第二十
三号、昭和六十年三月) 参照。

- (2) 「同右(二)―竜泰寺所蔵『仏家一大事夜話』について―」(『駒

沢大学仏教学部論集第十四号、昭和五十八年十月）参照。

- (4) 『正法眼蔵』の嗣法や嗣書に関する巻には他にも、「梅花嗣書」「陞座」などがあるが、これらは道元の名を冠した偽書であることが論証されている。岸沢維安「太白峯記」(『曹洞宗全書会報』第二十号、昭和十三年)、河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』(昭和六十二年二月、春秋社刊)二〇八頁等参照。なお「三物」関係切紙は後で別に論ずるので、その成立についてもその時にふれる。

- (5) 永平寺所蔵の道元が如浄より伝授されたとする嗣書についても、「尤も如浄の親書、天童の捺印書については問題があり、軸地・捺印・南宋当時の禅林の嗣書の形式等、全般に亘る厳密なる鑑定・研究に依る説明を今後に俟たなければならぬ。」(『永平正法眼蔵蒐書大成』別巻、真蹟関係資料集、昭和五十五年十一月刊、解題参照、九一〇頁)とされる。

- (6) 東福寺所蔵

- (7) 嗣書の下段の識語は次の通りである

仏祖命脈証契即

通、道元即通、

大宋宝慶丁亥

住天童如浄(花押)

- (8) 三物の成立を道元の時期と見る論に、伊藤俊光「永平広録における三物上堂について」(『宗学研究』三号、昭和三十六年三月)がある。

- (9) (22) 近世江戸期の未悟嗣法の問題については、石附(新井)勝竜「嗣法論考―梅峰和尚の未悟嗣法観―」(『印度学仏教学研究』十二卷二号、昭和三十九年)、同氏「未悟嗣法の問題―万仞和尚の著作を中心として―」(『宗学研究』六号、昭和三十九年四月)参照。

- (10) 『永平寺史』(昭和五十七年九月、永平寺刊)上巻、三〇二―三頁引用のものを転載し、判読不明の文字には、広泰寺所蔵の同種切紙により、予想文言を添えた。

- (11) 柴田道賢『禅師道元の思想』(昭和五十年三月、公論社刊)二二四頁。

- (12) 大久保道舟『道元禅伝の研究』(昭和四十一年五月、筑摩書房刊)一六九頁。

- (13) 中世古祥道『道元禅師伝研究』(昭和五十四年一月、国書刊行会刊)一二頁。

- (14) 河村孝道編著『諸本永平開山道元禅師行状建断記』(昭和五十年八月、大修館書店刊)三二頁。

- (15) 『面山和尚広録』巻十九、「謄写遺言記録納祖山記」(曹全、語録三)参照。

- (16) 拙稿「道元滅後の永平寺僧団について―『御遺言記録』の史料的价值―」(昭和五十六年十月、永平寺傘松会刊、『懷哉禅師研究』所収)参照。

- (17) 圭室諦成「歪められた道元」(『理想』三四九号、昭和三十七年六月)参照。

(18) 滴水の跋文には

右開山徹通老和尚秘記、大智和尚親筆之卷子、在肥後紫陽山
 広福寺秘而為法宝、広福者大智和尚開闢之場也、同州瑞方長
 老、懇借之於広福寺而拝写了、正徳五乙未四月晦日、城州窮
 谷自性寺愚中長老、借取瑞方所持之本而拝書之、愚中肉弟天
 忠長老、従去秋領当山典座職、今茲丙申之春、暫時乞暇遠訪
 愚中長老於城州、借取長老謄写之本而帰、庫院辨供之余、孜
 々拝書畢、且手自以紋絹為之表粧、其意欲寄附当山備永代法
 宝、予拝覽未曾有之秘記、随喜無弭、因記其伝写之来由、収
 入之於当山秘録箱中、云爾、

正徳六龍次丙申五月十四日

現住大乘曹源老衲欽跋

(印) (曹源)
 (印) (滴水)

とあり、面山と損翁下の同門黠外愚中（一六七九～一七三七）
 所持本が大乘寺本の原本であり、このテキストも面山本に由来
 することが知られる。

(19) いずれ別稿で取り上げる大陽警玄作とされる「十八般妙語」
 の切紙に比較的古い伝承を有するものが多く、しかも広く伝
 播していることも、これと呼応する問題である。

(20) これが記されているのは横帳形式の冊子で、形態上からは
 切紙とは言えないが、この時期にはすでに切紙も冊子の形
 式に集成される傾向を示している。

(21) この種の研究には、永久俊雄「室内伝授宝物の研究」(『駒

中世曹洞宗切紙の分類試論』(石川)

沢大学仏教学部研究紀要』二十一号、昭和三十七年十月）が
 あるが、室内儀礼も含めて、次稿以降で詳しく論ずるつもり
 である。